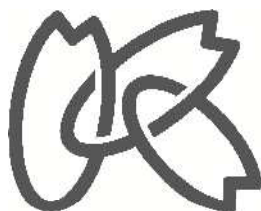


東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書



令和3年11月

東京都北区教育委員会

目 次

1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会のしくみ	1
(2)	教育委員会会議の開催状況	2
(3)	教育委員会の活動状況	8
2	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
(1)	趣旨	10
(2)	点検及び評価の実施方法	11
3	「教育大綱・北区教育ビジョン2020」	
(1)	施策展開	12
(2)	点検及び評価シート	15
Ⅰ	学びの基礎をつくる	17
Ⅱ	豊かな教育環境をつくる	42
Ⅲ	学び合う絆をつくる	52
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	61
4	「北区子ども・子育て支援計画2020」	
(1)	施策展開	67
(2)	点検及び評価シート	69
Ⅰ	家庭の育てる力を支援	70
Ⅱ	子育て家庭を支援する地域づくり	75
Ⅲ	未来を担う人づくり	78
Ⅳ	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	81
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	86
	【資料】	
	教育委員会事務局組織図	91
	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱	92

1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会のしくみ

ア 組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

職名	氏名	任期
教育長	清正浩靖	平成30年 12月 7日 ~ 令和3年 12月 6日
教育長 職務代理者	本間正江	平成29年 6月 27日 ~ 令和3年 6月 26日
委員	名島啓太	平成29年 10月 1日 ~ 令和3年 9月 30日
委員	齋藤邦彦	令和元年 12月 16日 ~ 令和5年 12月 15日
委員	阿良田由紀	令和元年 12月 16日 ~ 令和5年 12月 15日
委員	長谷川みどり	令和2年 12月 1日 ~ 令和6年 11月 30日

(令和3年3月31日現在)

イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

ウ 議決事案

東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第1項に規定された議決事案は次のとおり。(令和3年3月31日現在)

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関すること。
- 2 事務事業に係る基本的な方針の決定に関すること。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関すること。
- 6 区立幼稚園及び認定こども園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関すること。

- 7 附属機関の構成員の任免に関する事。
- 8 規則、訓令及び特に重要な要綱の制定及び改廃に関する事。
- 9 500万円以上の教育財産の取得の申出に関する事。
- 10 行政財産の公用廃止に関する事。
- 11 教科用図書採択に関する事。
- 12 請願の審査に関する事。
- 13 審議会等に対する諮問に関する事。
- 14 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関する事。
- 15 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- 16 特に重要な許可その他の行政処分に関する事。
- 17 重要な情報及び宣伝に関する事。
- 18 重要な審査請求及び訴訟に関する事。
- 19 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関する事。

エ 職務権限の特例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、平成28年4月1日から区長が管理し、及び執行することとなった。

また、地方自治法第180条の2の規定に基づき、子育て施策に関する事務等は、平成28年4月1日から教育委員会が区長から委任を受け、又は補助執行することとなった。

(2) 教育委員会会議の開催状況

ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。令和2年度は、定例会12回、臨時会9回を開催し、議案51件、報告67件について審議等を行った。

開催月日	委員会名	議案・報告
2. 4. 2	第4回臨時会	議39:新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立学校における臨時休業について
2. 4. 7	第5回臨時会	議40:新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立幼稚園及び東京都北区立認定こども園における臨時休業について
2. 4. 23	第4回定例会	議41:幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 議42:令和3年度使用教科用図書(中学校)採択方針

		報 30：後援・共催事業に関する報告
2. 5. 21	第 5 回定例会	<p>議 43：令和二年度東京都北区一般会計補正予算（第二号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 44：東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 45：東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 46：東京都北区立学校第十一次（平成三十三年度）適正配置方針の変更について</p> <p>議 47：令和三年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集について</p> <p>報 31：東京都北区教育委員会事務局専決規則第二条第二項の規定に基づき処理した令和二年度東京都北区一般会計補正予算（第一号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取の報告について</p> <p>報 32：東京都北区教育委員会事務局専決規則第二条第二項の規定に基づき処理した新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立学校及び東京都北区立幼保連携型認定こども園における臨時休業について</p> <p>報 33：西が丘小学校新校舎の開設時期について</p> <p>報 34：中里貝塚整備基本計画策定委員会の設置について</p> <p>報 35：王子桜中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級運営検討委員会の設置について</p> <p>報 36：桜田北保育園における大規模改修工事の延期について</p> <p>報 37：保育所待機児童数について</p> <p>報 38：滝野川北保育園の指定管理者制度導入の延期について</p> <p>報 39：乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和元年度結果報告）</p> <p>報 40：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 6. 9	第 6 回定例会	<p>議 48：滝野川村戸部家文書を文化財指定する件</p> <p>議 49：山川城官墓碑附山川家墓碑・記念碑を文化財指定する件</p> <p>報 41：知的障害特別支援学級設置方針の策定にかかる検討委員会設置について</p> <p>報 42：生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた）の延期について</p> <p>報 43：開設予定の私立認可保育園等について</p>

		<p>報 44：さくらんぼ園移転に伴う発達相談室の統合について</p> <p>報 45：「北区児童相談所等複合施設基本構想」（素案）のパブリックコメント実施結果について</p> <p>報 46：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 7. 8	第 7 回定例会	<p>議 50：令和二年度東京都北区一般会計補正予算（第三号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 51：「北区児童相談所等複合施設基本構想」の策定について</p> <p>報 47：王子桜中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について</p> <p>報 48：子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について</p> <p>報 49：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 7. 21	第 6 回臨時会	<p>議 52：審査請求に対する裁決について</p> <p>議 53：東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p> <p>報 50：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 51：学童クラブ・保育園における台風等の対応について</p>
2. 8. 7	第 8 回定例会	<p>議 54：令和三年度使用（中学校）教科用図書採択について</p> <p>議 55：令和三年度使用（小中学校特別支援学級）教科用図書採択について</p> <p>報 52：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 8. 31	第 7 回臨時会	<p>議 56：令和 2 年度東京都北区一般会計補正予算（第 4 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 57：東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 53：「学校法律相談制度」の導入について</p> <p>報 54：令和 3 年成人の日記念式典の開催について</p> <p>報 55：保育施設の開設予定等について</p> <p>報 56：新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園への対応に係るベビーシッター利用助成の実施について</p> <p>報 57：後援・共催事業に関する報告</p>

2. 9. 28	第 9 回定例会	<p>議 58：東京都北区飛鳥山博物館に係る行政財産の使用許可について</p> <p>議 59：東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の異動について</p> <p>報 58：多子世帯学校給食費補助金について</p> <p>報 59：王子桜中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級開設・運営に関する検討結果（報告）について</p> <p>報 60：特別支援教室（中学校）の巡回拠点の設置について</p> <p>報 61：赤羽西図書館のトイレ改修工事とそれに伴う臨時休館について</p> <p>報 62：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 10. 27	第 10 回定例会	<p>報 63：北区立学校・園における台風等の対応について（令和 2 年 9 月改定）</p> <p>報 64：「北区立学校二学期制検証委員会」の設置について</p> <p>報 65：「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について</p> <p>報 66：埋蔵文化財の保管場所の移転について</p> <p>報 67：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 11. 9	第 11 回定例会	<p>議 60：令和 2 年度東京都北区一般会計補正予算（第 5 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 61：東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 62：令和元年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について</p> <p>報 68：令和 3 年度新 1 年生の受入れ制限について</p> <p>報 69：新生児臨時特別給付金の申請及び支給状況について</p> <p>報 70：後援・共催事業に関する報告</p>
2. 11. 20	第 8 回臨時会	<p>議 63：幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p>
2. 11. 26	第 9 回臨時会	<p>：教育長職務代理者の指名について</p> <p>報 71：東十条小学校の児童数増への対応について</p> <p>報 72：「北区渋沢栄一プロジェクト」北区区民大学オンライン講座の開設について</p>

		<p>報 73 : 「区民とともに歩む図書館委員会」第六期委員の公募について</p> <p>報 74 : 学童クラブ承認審査基準の調整指数の見直しについて</p> <p>報 75 : 王子第一放課後子ども総合プランの実施について</p> <p>報 76 : 後援・共催事業に関する報告</p>
2. 12. 9	第 12 回定例会	<p>議 64 : 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について</p> <p>議 65 : 東京都北区立区赤羽台保育園の指定管理者の指定について</p> <p>議 66 : 東京都北区立東十条保育園の指定管理者の指定について</p> <p>議 67 : 東京都北区立王子北保育園の指定管理者の指定について</p> <p>議 68 : 令和 2 年度東京都北区一般会計補正予算（第 6 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 77 : 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 1. 5	第 1 回定例会	<p>議 1 : 東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議 2 : 東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>報 1 : 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 1. 25	第 1 回臨時会	<p>議 3 : 旧東京都北区立滝野川第六小学校に係る教育財産の公用廃止について</p> <p>報 2 : 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 2. 8	第 2 回定例会	<p>議 4 : 令和 2 年度東京都北区一般会計補正予算（第 7 号）等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 5 : 東京都北区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 6 : 会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 7 : 東京都北区学校運営協議会の設置について</p> <p>議 8 : 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について</p> <p>報 3 : 私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について</p> <p>報 4 : ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について</p> <p>報 5 : 病児・病後児保育の拡充について</p> <p>報 6 : 多胎児家庭支援事業の実施について</p> <p>報 7 : 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 2. 26	第 2 回臨時会	<p>議 9 : 教育委員会あて請願の審査について</p>

		<p>議 10: 「東京都北区G I G Aスクール構想」の基本的な考え方」の策定について</p> <p>報 8: 滝野川第四小学校リノベーション事業整備プランについて</p> <p>報 9: 谷端小学校の教育環境等の整備に向けた検討について</p> <p>報 10: 令和 4 年度以降の成人の日記念式典参加者の対象年齢について</p> <p>報 11: 知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について</p> <p>報 12: 「史跡中里貝塚整備基本計画」(素案) について</p> <p>報 13: 児童数増加への対応について</p> <p>報 14: 令和 3 年 4 月期の保育園入所申込状況(1次審査)と今後の待機児童解消策について</p> <p>報 15: 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 3. 10	第 3 回定例会	<p>議 11: 東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 12: 東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>報 16: 東京都北区立認定こども園検討委員会報告について</p> <p>報 17: 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 3. 30	第 3 回臨時会	<p>議 13: 東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 14: 東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議 15: 東京都北区教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p> <p>議 16: 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 17: 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 18: 学校職員服務取扱規程の一部改正</p> <p>議 19: 東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程の一部改正</p> <p>議 20: 東京都北区教育委員会事務局職員(課長級以上)の人事について</p> <p>議 21: 東京都北区立滝野川北保育園の指定管理者の指定について</p> <p>報 18: 北区特別支援教育評価委員会における検討結果について</p> <p>報 19: 後援・共催事業に関する報告</p>

イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議を開催している。

会議は区長と教育委員会で構成し、会議は区長が招集する。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催しなかった。

(3) 教育委員会の活動状況

ア 学校訪問

教育委員会では、教育行政の運営に資するために学校を定期的に訪問し、学校教育の現状を把握する機会を設けている。

子どもたちの学校生活の現況把握を行うとともに教職員との意見交換を行い、各委員からの意見・要望を直接学校側へ伝えることに意を用いた。

イ 研究協力校発表会等

学校訪問のほか研究協力校発表会、周年行事、卒業（園）式などの学校（幼稚園）行事へも参加しており、教育行政の現状把握に努めるとともに、その成果を踏まえて北区の教育のさらなる進展や全校への波及のために、関係者への激励を行っている。

ウ 学校ファミリーの日

教育委員は、6月、9月、1月と年3回の学校ファミリーの日に各サブファミリー校を訪問し、幼稚園、小学校、中学校の交流・連携活動の進捗状況を確認している。特に、平成24年4月から区立学校全校で開始した学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行った。また、学校サブファミリーごとの活動内容や児童・生徒等に関する情報の共有化を図っている。

エ P T Aとの教育懇談会

幼稚園、小学校、中学校各P T A連合会との懇談に全委員が参加し、保護者の意見を聞くとともに、各委員の専門的見地から北区の目指す教育について理解を深めてもらう機会ともしている。

オ 教育委員研修及び視察

教育に関する情報の取得や教育行政の諸課題について理解を深めるため、

各種研修、全国市町村教育委員会研究協議会にオンラインで参加した。文部科学省から国の動向について報告を受けるとともに、学力向上に向けた他の自治体の取組について、相互紹介や協議を行った。

カ その他の活動

教職員研修、特別支援学級行事、学校保健大会、各種生涯学習講座など教育委員会の主催行事、後援・共催した社会教育行事などへも参加している。その他、文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事にも積極的に参加したり、随時、学校等の訪問を行い、北区教育ビジョン2020の推進・振興に努めている。

(参考)

教育委員が、令和2年度に出席又は参加した事業等は以下のとおり。

事業・行事名	回数
教育委員会定例会	12回
教育委員会臨時会	9回
総合教育会議	0回
幼稚園・学校周年行事	0回
学校関係事業等	5回
P T A関係事業	0回
教育委員研修関係	1回
その他諸事業	8回
合計	35回

2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられている。

北区教育委員会においても、事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の実施方法

ア 対象事業

「北区教育ビジョン2020」については、すべての重点事業を対象とし、「北区子ども・子育て支援計画2020」については、推進計画事業等の教育委員会が取り組む主要な事業を選定し、点検及び評価の対象とした。

なお、「北区教育ビジョン2020」の長なわトライ、イングリッシュサマーキャンプ、中学校生徒海外交流事業については、新型コロナウイルスの影響を考慮し、今年度は評価対象外とした。

イ 点検及び評価の方法

① 評価対象事業について、「目標」に対する「実績」の視点から点検及び評価をするとともに、課題を洗い出し、今後の事業の取組方針を示した。

② 評語の定義

評語	内容
A	計画通り順調に実施されており、さらに拡充していく (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね90%以上)
B	概ね順調に実施されている (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね70%以上 90%未満)
C	課題があるため、見直しが必要 (目標に対する実績(達成率)が概ね70%未満)

ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京福祉大学 山本 豊教授及び東京成徳大学 石黒万里子教授からご意見をいただいた。

エ 議会報告及び公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告するとともに、区ホームページに掲載して区民に公表する。

3 「教育大綱・北区教育ビジョン2020」

(1) 施策展開

1 施策展開の構成

第3章「『北区教育ビジョン2020』の基本的な考え方」における「1 北区の教育を取り巻く環境の変化」及び「2 北区が目指すべき教育の方向」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の魅力をより一層高めるために、14の「取組の方向」を掲げ、体系的に整理しました。

2 北区教育ビジョン2020の体系について

施策展開について、「Ⅰ 学びの基盤をつくる」、「Ⅱ 豊かな教育環境をつくる」、「Ⅲ 学び合う絆をつくる」の3つの柱のもと、14の「取組の方向」ごとに、事業群（重点事業及び推進事業）を整理しました。

施策展開の3つの柱・取組の方向・主な施策

3つの柱	取組の方向	主な施策
------	-------	------

I 学びの基盤をつくる

1 0歳からの育ち・学びを支える	(1) 地域と一体となった教育の推進 (2) 就学前教育・保育の充実 (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進
2 確かな学力を保証する	(4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成 (7) リーディングスキルの育成
3 豊かな心を育む	(8) 心の教育・道徳教育の推進 (9) 体験活動の充実 (10) いじめの根絶
4 健やかな体を育てる	(11) 体力の向上・健康の増進 (12) 保健指導・食育の推進
5 共に学び合い、共に成長する力を育てる	(13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実 (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進 (15) 不登校児童・生徒への支援
6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる	(16) 英語教育の充実 (17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 (18) 国際理解教育の推進
7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす	(19) 命を守る・救える人材の育成 (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成 (21) 情報活用能力の育成 (22) 社会の変化に対応できる力の育成 (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

II 豊かな教育環境をつくる

8 学校の教育力・経営力を高める	(24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶 (25) 教員の指導環境の充実 (26) 学校の経営力の強化
9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する	(27) 長寿命化計画の推進 (28) 学校施設設備等の整備の推進 (29) 区立小学校の適正配置の推進
10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する	(30) 学びのセーフティネットづくり (31) 教育相談体制の強化 (32) 子どもの居場所づくり (33) 高校・大学との連携 (34) 企業・NPO等との連携

III 学び合う絆をつくる

11 家庭の教育力の向上を支援する	(35) 子どもの読書活動の充実 (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実 (37) 保護者への支援
12 地域の教育力の向上を支援する	(38) 地域との協働 (39) 青少年教育の振興 (40) 社会教育活動の支援
13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する	(41) 学習機会の拡充 (42) 身近な学習の場の整備 (43) 区民との協働による図書館事業の推進
14 文化・芸術活動を振興する	(44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45) 文化財の保護・活用と保存・継承 (46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

主な施策に基づく事業群

事業群（重点事業）

事業群（推進事業）

区立認定こども園の設置 施設一体型小中一貫校の設置	サブファミリーによる特色ある教育の推進 きらきら0年生応援プロジェクト 「小中一貫教育カリキュラム」の活用	
------------------------------	---	--

確かな学力向上プロジェクト 教科担任制の導入 魅力ある学校図書館づくり事業	言語活動の推進 学校図書館支援	
---	--------------------	--

人権教育の推進 道徳教育の推進	自然体験活動の充実 社会体験活動の推進 いじめ防止の取組の徹底	北区サポートチーム Q-Uの実施 いじめ相談ミニレター
--------------------	---------------------------------------	-----------------------------------

（仮称）東洋大学連携事業・体力の向上 長なわトライ	体育・健康に関する指導の充実 連合体育行事活動の推進	学校保健の充実
------------------------------	-------------------------------	---------

小・中学校特別支援学級の設置 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チーム の派遣	日本語適応指導教室 特別支援学級における専門的な指導の充実 特別支援教育に係る理解啓発の推進	特別支援学級の合同行事の推進 適応指導教室における社会的自立に向けた支援の充実
---	--	--

検定料補助事業 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 イングリッシュ・サマーキャンプ 中学校生徒海外交流事業 パリ2024競技大会を見据えた東京国際フ ランス学園との連携推進 オリンピック・パラリンピック教育の推進及 びレガシーの構築	英語が使える北区人事業 国際理解教育の推進	
---	--------------------------	--

理科大好きプロジェクト ICT教育の充実 SDGsの達成に向けた教育の充実 特色ある教育活動支援事業	防災・安全教育の推進 海洋教育の推進 情報教育の推進 新聞大好きプロジェクト	環境教育の推進 キャリア教育の推進
---	---	----------------------

教員の質を高める方策についての検討 教育先進都市を支える学校働き方改革	指導力向上を目指した各種研修の充実 教育アドバイザーの活用 コミュニティ・スクールの推進 学校評議員等による学校評価制度	
--	---	--

学校の改築 学校施設のリノベーション（長寿命化改修） 事業の推進 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実	学校施設設備等の整備 小学校の適正配置の推進	
---	---------------------------	--

生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への 学習支援事業 スクールソーシャルワーカーの拡充	学校給食費保護者負担軽減事業 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 放課後子ども総合プランの充実	教育実践演習 往還型教育実習 大学図書館との連携
--	--	--------------------------------

家庭教育学級等の充実	子どもの読書活動の推進 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト 子育て情報支援サービスの充実 PTA活動支援	子育て支援情報の提供 みんなで育児応援プロジェクト ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）
------------	---	--

学校施設の地域開放	教育広報紙「くおん」の発行 学校公開講座 学校支援ボランティア活動推進事業	青少年委員活動の充実 青少年地区委員会活動推進事業 生涯学習講座支援事業
-----------	---	--

地域活躍ステップアップ事業	生涯にわたる多様な学習機会の提供 図書館利用におけるバリアフリーの推進 区民との協働による図書館づくり	
---------------	---	--

「史跡のまち・北区」のPR	文化財を活用したふるさと学習事業 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 北区の部屋事業 伝統芸能の継承者の育成支援	北区文化振興財団との連携 連合文化行事活動の推進 子どもかがやき顕彰
---------------	--	--

(2) 点検及び評価シート

I 学びの基礎をつくる	評価	掲載頁
1 0歳からの育ち・学びを支える		
区立認定こども園の設置	A	18
施設一体型小中一貫校の設置	A	19
2 確かな学力を保証する		
確かな学力向上プロジェクト	B	22
教科担任制の導入	A	23
魅力ある学校図書館づくり事業	B	24
3 豊かな心を育む		
人権教育の推進	A	26
道徳教育の推進	B	27
4 健やかな体を育てる		
東洋大学推進事業・体力の向上	A	29
5 共に学び合い、共に成長する力を育てる		
小・中学校特別支援学級の設置	A	31
特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣	A	32
6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる		
検定料補助事業	B	34
北区ゆかりの偉人を学ぶ事業	A	35
パリ2024競技大会を見据えた東京国際フランス学園との連携推進	B	36
オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	B	37
7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす		
理科大好きプロジェクト	B	39
ICT教育の充実	A	40
SDGsの達成に向けた教育の充実	B	41

II 豊かな教育環境をつくる

評価 掲載頁

8 学校の教育力・経営力を高める

教員の質を高める方策についての検討 C 43

教育先進都市を支える学校働き方改革 A 44

9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

学校の改築 B 47

学校施設のリノベーション（長寿命化改修）事業の推進 B 48

今後の人口動向を見据えた教育環境の充実 A 49

10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

スクールソーシャルワーカーの拡充 A 51

III 学び合う絆をつくる

評価 掲載頁

11 家庭の教育力の向上を支援する

家庭教育学級等の充実 B 53

12 地域の教育力の向上を支援する

学校施設の地域開放 B 55

13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

地域活躍ステップアップ事業 B 57

14 文化・芸術活動を振興する

「史跡のまち・北区」のPR A 59

I 学びの基盤をつくる

1 0歳からの育ち・学びを支える

- ・北区学校ファミリー構想のもと、小中一貫教育を推進するとともに、小学校と幼稚園・認定こども園・保育園との連携を深め、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開し、学校・家庭・地域の教育力の向上を目指します。
- ・学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメントにより、教育活動の質の向上を図ります。
- ・幼稚園・認定こども園・保育園と小学校が連携し、就学前の子どもの教育・保育の充実を図ります。
- ・就学前の子どもの対象に、教育と保育を一体的に提供する施設を整備していきます。

【主な施策】

- (1) 地域と一体となった教育の推進
- (2) 就学前教育・保育の充実
- (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進

事業名 区立認定こども園の設置

《事業概要》

少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、全ての子どもを対象に、就学前教育・保育を実施する認定こども園の設置を推進していく。

《事業のねらい》

全ての子どもを対象とした就学前教育・保育の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
各計画に基づき、今後の区立認定こども園について検討するため、「東京都北区立認定こども園検討委員会」を設置し、検討を行った。	課題となっている人事制度への対応を含め、今後の類型や設置場所の方向性を示すこと。	類型、歳児構成と定員、設置場所について検討した結果を報告書にまとめ、教育委員会に報告した。

評 価	【評価理由】 目標を達成しているため、評価はAとする。
	【課題】 平成27年度の検討委員会で、今後の認定こども園の開設は、王子・赤羽・滝野川の各地区にバランスを考慮して設置することが望ましいとしているが、滝野川地区については引き続き適地を検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

検討委員会報告書を踏まえ、さらに詳細な検討を進める。

- ・各歳児の定員設定
- ・園舎の整備方法
- ・区立幼稚園の統合案

【教育振興部学校支援課】

事業名 施設一体型小中一貫校の設置

《事業概要》

北区の教育が抱える諸問題の解決に資する学校となることを目指し、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置する。

小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるように、義務教育9年間を見据えたカリキュラムの活用などをおして、教育内容をより一層充実させる。

《事業のねらい》

学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、区内小・中学校における一貫性のある教育を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(仮称)都の北学園の開校に向け、専門分野別に以下の検討課題について取り組む。	○学校経営検討委員会において、校歌・校章および、標準服について検討する。	→ ○学校経営検討委員会を1回開催。校名・校歌・校章部会および、学校運営部会を各1回開催した。10月に開催した学校運営部会において、全学年で標準服を導入することを決定した。
	○カリキュラム検討委員会において、区内小・中学校における一貫性のある教育を推進する。	→ ○神谷中サブファミリーの研究指定校を決定し、研究体制および研究内容について検討した。
	○新築基本計画等検討委員会において、実施設計を取りまとめる。	→ ○新築基本計画等検討委員会にて、実施設計を取りまとめ、令和2年度末からの新築工事に向けて、地域に説明を行った。

評 価 【評価理由】

目標は達成しているため、評価はAとする。

【課題】

A 義務教育学校の新設にあたっては、学校経営（教職員体制・PTA活動・地域との連携の在り方等）、教育内容（学年段階の区切り・教科担任制の在り方等）及び施設整備について、学校関係者、町会・自治会等の関係者と協力しながら取り組む必要がある。また、施設一体型小中一貫校は区内初となることから、北区における小中一貫校のさらなる充実と発展に向けて、全ファミリーを牽引する推進役になることが求められている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年4月の開校に向けて、各委員会における諸課題について、着実に検討を進めていく。また、関係者が多岐にわたるため、検討する課題、内容、結果の共有を積極的に図っていく。

【教育振興部教育政策課】

2 確かな学力を保証する

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等、確かな学力の定着を目指します。
- ・主体的・対話的で深い学びを通して、自らの考えをもって、多様な他者と協働し、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。
- ・文章に書かれている意味を正確にとらえ、新しい知識を身に付けるために必要な「読む力」の育成を目指します。

【主な施策】

- (4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成
- (7) リーディングスキルの育成

事業名 確かな学力向上プロジェクト

《事業概要》

小・中学校に学力パワーアップ講師及び学級経営支援員を配置し、学級経営の支援や、きめ細かな指導を実践する。また、全区立中学校へ教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努めるとともに、各校に配置された家庭学習アドバイザーが生徒の課題に応じた指導及び意欲の向上を図る。それに加え、小学校3年生から6年生までを対象とした学力フォローアップ教室(放課後補習)の実施により、基礎学力の定着・向上を図る。

《事業のねらい》

教員の授業力向上に加え、児童・生徒の学力のつまずきを防止することにより、一貫して安定した学びの環境を整える。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○学力パワーアップ講師及び学級経営支援員の配置	小学校：1～6名程度 (児童数に応じて) 中学校：2名	→ 学力パワーアップ講師 90人 学級経営支援員 43人
○家庭学習アドバイザーの配置	27人	→ 27人
○教育アドバイザーの巡回指導	年89回	→ 年89回
○本気でチャレンジ教室の実施	夏90名、冬65名	→ 中止

評価 【評価理由】

コロナ禍の影響による小・中学校の臨時休業等のため、各事業について回数縮小等が避けられない状況となった。

【課題】

B 北区 GIGA スクール構想の環境を活用した、新たな教育環境の検討・構築が求められている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

多様な教材コンテンツを活用できるサービス「まなびポケット」を含めた GIGA スクール構想における一人一台端末やスタディサプリ等、新たな教育環境の実現に伴い、家庭学習アドバイザー・本気でチャレンジ教室が令和3年度より廃止となった。

今後は、教員研修や各種啓発等をとおして、新たな教育環境を最大限活用することにより、個別最適な学びと協働的な学びを両立させることで、確かな学力の向上を図っていく。

また、引き続き北区基礎・基本の定着度調査を実施することにより、取組における成果を適切に分析し、継続的な授業の改善を図っていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 教科担任制の導入

《事業概要》

神谷中サブファミリー（神谷中学校・神谷小学校・稲田小学校）において、令和3年度から3年間の研究を行い、令和6年度から区内初の小中一貫校（仮称）都の北学園で教科担任制を導入する。

《事業のねらい》

小学校において専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じた指導体制を構築し、学年、専科のまとまりで、より多面的、多角的な児童理解の促進を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
令和3年度研究指定校の決定に向けた新規募集	神谷中サブファミリーの研究指定校決定	→ 神谷中サブファミリーの研究指定校決定

評価	【評価理由】 北区教育ビジョン2020に掲げたスケジュールとおりに進んでいる。
	A 【課題】 教員の人材確保が大きな課題となっており、区立小学校全校での一斉導入は難しいものと考えられる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

神谷中サブファミリーを令和3～5年度研究指定校に決定している。研究を進め、令和4年度モデル実施、令和6年度に（仮称）都の北学園において導入を目指す。研究にあたっては、東京都の試行事業（研究校）による取組を注視しながら、その成果や課題を含めて検証した上で、他校への導入を検討していく。

ただし、教員の加配がない場合、全校的な実現は困難であることが見込まれる。

【教育振興部教育指導課】

事業名 魅力ある学校図書館づくり事業

《事業概要》

児童・生徒が図書をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動につなげられるよう、図書資料の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアとの協働、学校図書館システムによる蔵書管理など、学校図書館に係る環境整備の充実を図る。また、児童・生徒の読書力や国語力を高めるため、学校において読み聞かせや読書講演会を実施する。

《事業のねらい》

児童・生徒が言語力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、学校図書館の利活用を通じて読書活動を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
ボランティアによる学校での読み聞かせ及び読書講演会	700 件以上	→	266 件
学校パック貸出	800 パック以上	→	717 パック

評価 【評価理由】

B 令和2年度から区立小・中学校全校に学校図書館指導員が週2日（飛鳥中サブファミリーは週3日）配置され、学校図書館の整備や学校図書の利活用、授業における学校図書館利用などが進み、授業支援や読書活動推進に寄与している。しかし、コロナ禍により、読み聞かせや読書講演会は実施が難しい状況となった。

【課題】

現行の学校図書館システムのサポートが終了するため、システム更新が急務となっている。GIGA スクール構想における端末の活用を含め、新しい教育環境に沿った学校図書館システムの検討・更新を進める。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

全校へ配置している学校図書館指導員の配置日を、令和2年度から週2日へ拡大している。コロナ禍による厳しい財政状況もあるが、学校図書館の利活用に有効な学校図書館指導員の配置日数について、維持・確保に努める。一方、令和3年度においては、読み聞かせ・読書講演会は中止となった。

学校図書館は、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割も期待されていることから、読書・学習・情報センターとしての機能を果たせるように、環境の整備を進める。加えて、学校図書館指導員・教員・ボランティアとの連携・協力、学校図書資料の利活用や団体貸出の促進等をとおして、児童・生徒の読書活動の推進をさらに図っていく。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部中央図書館】

3 豊かな心を育む

- ・思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情や他者との信頼関係を築く力など、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。
- ・岩井学園や夏季施設での宿泊を伴う自然体験活動等、豊かな自然のなかで活動し、規則正しい集団生活を行うことを通して、他者と協働し、問題解決を図る経験をすることで、調和のとれた心身の発達を図るとともに、社会性や豊かな人間性の基礎を育成します。
- ・子どもが安心して心豊かに成長することができる社会実現のため、家庭や地域と協力して人権教育や道徳教育の充実を図り、偏見や差別意識、いじめの解消や体罰の根絶に向けて取り組みます。

【主な施策】

- (8) 心の教育・道徳教育の推進
- (9) 体験活動の充実
- (10) いじめの根絶

事業名 人権教育の推進

《事業概要》

各小・中学校において、人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うとともに、教員に対しても、各職層別の人権教育研修、人権教育担当教員を対象とした人権教育研修、各校が実施する校内研修等を行う。それにより、児童・生徒、教員の両面から理解を深める。

《事業のねらい》

子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT 等も含めた多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身につける。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
○人権教育研修	年2回	→	年2回
○人権教育推進委員だよりの発行	年1回	→	年1回

評 価	【評価理由】
	児童・生徒、教員の両面における指導・研修体制を充実させている。
A	【課題】
	新型コロナウイルス感染症やオリンピック・パラリンピック、性の多様性への意識の高まり等、社会環境の変化と整合性を図りながら、指導内容についても柔軟に対応することが求められている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

あらゆる教育活動に人権教育を基本に据えて取り組み、北区教育委員会の教育目標に掲げる「人間尊重の精神」を基調として、他者の立場に立って物事を考えることや思いやりのある豊かな人間性を育てていく。

また、引き続き、児童・生徒、教員の両面における指導・研修体制の充実を図るとともに、専門家を講師として招へいするなど、社会環境の変化に柔軟に対応した指導・研修を行うように努めていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 道徳教育の推進

《事業概要》

各小・中学校に置かれる道徳教育推進教師を対象に、校内において道徳教育を推進するための資質・能力の向上を図る研修を実施する。

また、各校で実施する道徳授業地区公開講座について、実施計画や学習指導案の作成に当たってきめ細かな指導・助言を行うなど、北区教育委員会により専門的サポートを行うことにより、内容の充実を図る。

《事業のねらい》

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
○道徳教育推進教師研修	年3回	→	年2回
○道徳授業地区公開講座の開催	全小・中学校47校	→	47校(誌上含)
○いじめ問題対応研修	年1回	→	年1回

評価 【評価理由】

コロナ禍の影響により外部講師の招へいが難しかったことから、公開講座などは規模縮小となった。ただし、要となる特別教科としての道徳の授業は行えているため、本評価とする。

B 【課題】

SNSの発展により、学校現場からは見えないいじめ問題の可能性が生まれるなど、社会環境の変化とともに、求められる指導内容も変化している。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

「特別の教科 道徳」を各教育活動における道徳教育の要として、各教育活動と道徳科を相互に連携させ、その特質を捉えた学習を計画的、発展的に展開していく。その過程をとおして、思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情や他者との信頼関係を築く力など、児童・生徒の豊かな人間性の育成を図る。

【教育振興部教育指導課】

4 健やかな体を育てる

- ・子どもたちの体力向上を図るとともに、健康で安全な生活を営むための力の育成を図ります。

【主な施策】

(11) 体力の向上・健康の増進

(12) 保健指導・食育の推進

事業名 東洋大学連携事業・体力の向上

《事業概要》

包括協定締結大学である東洋大学と連携した事業を展開する。

まず、運動の基本動作の一つである「走る」「跳ぶ」「投げる」のうち、体力調査結果から課題が見られる「投げる」力を伸ばしていく。

また、体と脳や神経をつなげる神経回路を活性化させ、自分の意図で瞬時に体を動かすことができる能力を磨き、スポーツで求められる身体の動きや使い方を体得させるために、コーディネーショントレーニングを導入する。

《事業のねらい》

児童・生徒にスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
○コーディネーショントレーニング地域拠点校の指定	1校指定	→	1校指定

評 価	【評価理由】
	本事業の柱となるコーディネーショントレーニングに係る研究として、東京都教育委員会による地域拠点校の指定を得た。
A	【課題】
	特にコーディネーショントレーニングについては先進的な取組内容であるため、その取組理解や効果を全校へ普及させるまでに時間を要する可能性がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和4年度の連携準備、令和5年度の計画、令和6年度の実施に向けて、着実に準備・検討を行う。東京都教育委員会によるコーディネーショントレーニング地域拠点校指定の研究成果を踏まえつつ、北区における課題と照らし合わせながら、東洋大学との連携事業がより具体的かつ効果的な取組となるように、検討を進めていく。

【教育振興部教育指導課】

5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するため、就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な教育的ニーズに応じた効果的な支援を行う柔軟なしくみを整えます。
- ・特別支援教育を必要とする児童・生徒について、障害の特性や状態に応じた専門的な指導内容・指導方法の充実を図るため、研修や研究授業、巡回指導・専門家チームの学校への派遣等に取り組みます。
- ・発達障害又は発達障害の疑いのある児童・生徒が増加しているなかで、自閉症や情緒障害等の障害特性による学習上又は生活上の困難さについて、多様な学びの場の整備及び教員・保護者への理解啓発を進めていきます。
- ・知的障害特別支援学級を設置している学校において実施する合同行事について、児童・生徒の能力・特性に応じ、計画的に実施し、学校のみならず広く地域社会に向けて、特別支援教育や特別支援学級についての理解啓発を図ります。
- ・不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員、スクールソーシャルワーカー等が連携して支援を行います。また、適応指導教室への通級を促し、社会的自立に向けた学習支援や居場所支援の充実を目指します。
- ・日本語指導や学校生活指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行っていきます。

【主な施策】

- (13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実
- (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進
- (15) 不登校児童・生徒への支援

事業名 小・中学校特別支援学級の設置

《事業概要》

一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていく。

また、自閉症や情緒障害を含めた発達障害の特性への理解・啓発のため、パンフレットを作成し、通常の学級の教員に配布する。

《事業のねらい》

一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 知的障害特別支援学級の新設	小学校1校	小学校1校 (滝野川第五小学校)
(2) 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設	小学校1校	小学校1校 (王子小学校)
(3) 理解・啓発	発達障害理解・啓発パンフレットを作成	北区立小・中学校全ての教職員へ配布

評価	【評価理由】
	予定どおり、小学校へ知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することができた。
A	【課題】
	本事業を検討・推進していくに当たり、児童・生徒数の推移や地域特性を十分踏まえながら、検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和2年度に開設した、王子小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児童が、進学時に切れ目のない支援を受けられるよう、令和3年度は、王子桜中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置予定である。

また、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設後に円滑な教育活動が進められるよう、特別支援学級の理解啓発を図っていく。

中学校知的障害特別支援学級については、地域的な偏在を解消し、生徒や保護者の通学の負担を軽減するため、令和3年度は、堀船中学校に知的障害特別支援学級を設置予定である。

【教育振興部教育総合相談センター】

事業名 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣

《事業概要》

障害特性を踏まえた適切な把握や、障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣する。

《事業のねらい》

特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して、専門的な指導内容・方法の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 巡回指導・専門家チームの派遣実績	派遣3回	派遣3回

評価	【評価理由】 児童・生徒の行動観察等の実態把握を行い、障害特性に応じた適切な指導内容や方法等への助言を目的として、専門家チームの派遣を行った。派遣実績は、目標の令和元年度と同件数であった。
	A 【課題】 本事業を検討・推進していくにあたり、事業の概要や仕組み等、周知を図り、実施していく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

本事業を今後実施していくうえで、事業の概要や仕組み、申請手続等を記したガイドラインを作成し、学校へ周知をする。

また、実施に当たっては、教育総合相談センター内で派遣・訪問についての事前検討を行い、ケース会議等を通じて報告及び今後の方針について協議を行う等、情報の共有を図ってく。

【教育振興部教育総合相談センター】

6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

- ・グローバル社会をたくましく生き抜くために、コミュニケーション能力を重視した英語力を育みます。
- ・英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなるよう、体験的で実践的な学習を行う場の充実を図ります。
- ・日本人としての自覚や、郷土を愛し誇りに思う心を育むため、地域の歴史、伝統・文化等について学び、理解を深めます。
- ・児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本文化の紹介や、外国文化に触れる体験等を取り入れた教育活動を展開することで、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や北区の良さを積極的に発信できる力を育成します。日本人としてはもちろん、ふるさと北区を愛し、誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解を促進します。

【主な施策】

(16) 英語教育の充実

(17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進

(18) 国際理解教育の推進

事業名 検定料補助事業

《事業概要》

小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助する。

※英語検定：小学6年生、中学1～3年生

漢字検定：小学6年生、中学3年生

数学検定：中学2年生

《事業のねらい》

児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、英語・国語・数学の基礎的な知識や技能の確実な定着を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
英語検定公費受験率	小6：50%	→ 18.1%
	中1：50%	→ 中1～3：50.2%
	中2：50%	※学年別の集計不能
	中3：60%	
漢字検定公費受験率	小6：50%	→ 小6：34.6%
	中3：50%	→ 中3：55.7%
数学検定公費受験率	中2：50%	→ 中2：40.8%

評価 【評価理由】

高校受験に近い中学3年生以外の学年では受験率が低く、目標を達成できていない。

【課題】

B 英語・漢字検定は年3回（5～6月頃・10～11月頃・1～2月頃）の日程のうち、第2回（10～11月頃）を公費受験の対象としてきたが、知識や技能の定着度合いを測るという検定の趣旨からすると、第3回（1～2月頃）の受験が望ましい。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

公費受験の対象とする検定日程について柔軟に対応するほか、受験案内を積極的に行うことで受験率の向上に努める。また、合格率については引き続き各検定協会と調整のうえ、適切に把握していく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業

《事業概要》

渋沢栄一に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績などを学ぶ。

また、芥川龍之介やドナルド・キーン氏をはじめとした北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍・絵画の中央図書館での展示、各種公開講座などを通じて学ぶ機会の充実を図る。

《事業のねらい》

渋沢栄一や芥川龍之介、ドナルド・キーン氏をはじめとした北区にゆかりのある偉人の功績などを学び、地域への誇りと愛着の心を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
・139 期北区区民大学渋沢栄一関連 オンライン講座受講者数	30人	→	115人
・ドナルド・キーンコレクション (寄贈資料) コーナー閲覧者数	3,000名	→	3,550名
・ドナルド・キーンプロジェクト事業 「ドナルド・キーンと三島由紀夫」 企画展・講演会参観者	10,000人	→	10,955人

評価 【評価理由】

北区渋沢栄一プロジェクトとも関連付けながら、各課において積極的に推進している。

【課題】

A 大河ドラマ「青天を衝け」終了後も、北区の魅力の発信・気運の醸成に努める。また、コロナ禍がさらに長期化した場合には、広報・周知方法を工夫するとともに、来館・対面を伴わない事業の形態も検討していく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3年度に、渋沢栄一の副読本（小学校第3学年～第6学年版・中学校第1学年～第3学年版）を作成し、区立小・中学校の児童・生徒へ配布・活用する。

また、中央図書館では区民の会との協働によるドナルド・キーンコレクションの活用に併せて、ドナルド・キーン記念財団、ドナルド・キーン・センター・柏崎等の各機関と連携をとり、様々な機会を捉えて事業を展開していく。

北区渋沢栄一プロジェクト、ドナルド・キーンプロジェクトをはじめ、横断的に各課と連携しながら、区民ニーズを捉え、満足度の高い講座の実施を目指していく。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

【教育振興部中央図書館】

事業名 パリ 2024 競技大会を見据えた東京国際フランス学園との推進事業

《事業概要》

2024 オリンピック・パラリンピック競技大会が、パリ市で開催されることから、滝野川紅葉中学校サブファミリーと東京国際フランス学園との連携強化を図る。

具体的には、園児・児童・生徒が相互に行き来し、生け花や茶道、相撲、フェンシングなど、日仏の文化やスポーツを通して交流を重ねる。

《事業のねらい》

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身に付け、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○滝野川もみじ小学校と Ecole Boursult School のパートナーシップ協定	締結	締結
○滝野川紅葉中学校サブファミリーと東京国際フランス学園との連携	連携の強化	日本とフランスの違いについて調べたまとめを作成

評価	【評価理由】
	コロナ禍により直接の交流はできなかったが、作成物の送付等による交流を推進した。
B	【課題】
	コロナ禍による影響から、オンラインや手紙及び作成物の送付による相互交流を中心とした連携形態の確立すること

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

2024 オリンピック・パラリンピック競技大会に加え、渋沢栄一のパリ万博訪問・日仏会館の建設、パリ市の姉妹校提携など、パリ市とのゆかりは多い。また、令和3年度においては、東京都の委託事業であるオリンピック・パラリンピック教育推進事業における文化プログラム・学校連携事業に滝野川もみじ小学校が指定を受けている。これらの機会を最大限に活用しながら、これまでの連携に加え、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを含め、教育課程上にも位置付けた伝統文化の理解及び交流をより深めていく。

これらの活動により、東京国際フランス学園との相互交流をとおした連携強化を引き続き推進していく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築

《事業概要》

オリンピック・パラリンピック教育を継続するとともに、児童・生徒に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で培われた教育資産をレガシーとして継承する。

また、ハンガリー国競技団体が、北区の施設において、「オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ」を実施することを踏まえ、同国に関する調べ学習や選手との交流などを通じて、国際理解教育を推進する。

《事業のねらい》

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会閉幕後も、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えながら、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき資質を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施校数 (都委託事業)	全52校・園	→ 25校・園

評価理由
 B コロナ禍により、外部講師の招へいは困難であったが、パラスポーツ選手とのオンラインでの交流や車いすやボッチャの体験、映像資料を活用したボランティアマインドの醸成等、工夫した取組により、事業のねらいを達成できた。

【課題】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における学校連携観戦の代替活動の充実

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

全区立学校・園を対象としたオリンピック・パラリンピック教育推進事業に加え、令和3年度においても、複数校が教育アワード校（事業推進部門）、文化プログラム・学校連携事業、パラリンピック競技応援校の指定を受け、本事業に係る教育を推進している。

引き続き、各校における取組を、大会後も長く続く教育活動として深化・発展させていく。

【教育振興部教育指導課】

7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす

- ・家庭と連携・協力し、自然災害の発生時に自分の判断で安全を確保する行動ができるようにするとともに、自ら安全・安心な地域づくりに貢献できる児童・生徒の育成を図ります。
- ・児童・生徒の科学に関する資質・能力を高めるため、科学に高い興味・関心を示し、理数好きな児童・生徒の育成を図ります。
- ・児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動である「プログラミング教育」を推進し、情報活用能力の育成を図ります。
- ・ICTの活用により、「主体的・対話的で深い学び」を一層推進します。
- ・SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実に努めるとともに、SDGs の考え方や17の目標内容を意識した教育活動の充実に努めます。

【主な施策】

- (19) 命を守る・救える人材の育成
- (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成
- (21) 情報活用能力の育成
- (22) 社会の変化に対応できる力の育成
- (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

事業名 理科大好きプロジェクト

《事業概要》

包括協定を締結しているお茶の水女子大学との連携により、実験教室等を実施する。全小・中学校に理科支援員を配置するとともに、理科教育アドバイザーが全小・中学校を巡回し、指導・助言する。

また、北区立小学校に在籍する児童から、自ら決めたテーマについて展示発表する北区立小学校児童科学展を実施し、優秀作品は北とぴあ区民プラザでの展示及び区ホームページにて公表する。

《事業のねらい》

子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供することを通して、持続可能な社会をけん引する力を伸ばす。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
理科実験支援事業	160授業	→	131授業
サイエンスラボ(中学生対象)	年 10回	→	中止
科学・環境スクール(小学生対象)	年 6回	→	中止
理科支援員配置	各校 1人	→	各校1人
理科教育アドバイザー巡回指導	94回	→	119回
北区立小学校児童科学展	応募105点	→	応募155点

評価 【評価理由】

コロナ禍により、臨時休業の影響(授業時数の減)を受けるとともに、サイエンスラボ及び科学・環境スクールが中止となった。

【課題】

B

教育課程外のサイエンスラボ及び科学・環境スクールについて、改めて見直し、事業を改善する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

コロナ禍による区財政への影響を受けて、令和3年度における理科実験支援事業は校数を縮小することとなった。校数縮小にあたっては、支援対象校が偏らないように、適切に調整を図っていく。

また、サイエンスラボ及び科学・環境スクールは、複数校の児童・生徒が集合する形態であり、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮が必要であることに加え、教育課程外の事業でもあることから、実施所管課を含め、令和3年度以降の事業の在り方について検討する。

【教育振興部教育指導課】

事業名 ICT 教育の充実

《事業概要》

ICT を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践する。学習への興味・関心を高めながら、主体的・対話的で深い学びを実現し、一人ひとりの児童・生徒の能力や特性に応じた「個別学習」や、児童・生徒が教え合い学び合う「協働学習」を推進する。

《事業のねらい》

高度情報化社会を生き抜くために重要な情報活用能力を育成するため、ICT 教育を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
○ ICT 活用研修	年6回	→	年6回
○情報教育担当者連絡会	年2回	→	年2回

評価 【評価理由】

ICT に関連した研修の充実に加え、新たな組織体の立ち上げなど、ICT 教育の充実に向けた環境の整備・検討を推進している。

A 【課題】

GIGA スクール構想を中心とした ICT 環境の整備に伴い、新たな情報モラル教育の重要性が増している。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

GIGA スクール構想による「一人一台端末」の教育環境が実現したことを踏まえ、従来の ICT 関連研修に加え、動画視聴の形式を活用した全教職員向け研修を新たに実施するなど、研修の充実を図っている。

また、北区 GIGA スクール構想運用検討委員会や区立学校 ICT 専門部会のほか、新たに各サブファミリーから選出した北区 GIGA スクール構想エバンジェリストを委員として北区 GIGA スクール構想推進委員会を設置し、北区 GIGA スクール構想の実現に向け、ICT 環境を活用した児童・生徒の学びの充実に資する授業公開や資料作成などを行い、全区的な推進を図っている。

【教育振興部教育指導課】

事業名 SDGsの達成に向けた教育の充実

《事業概要》

SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育など、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育などを推進し、SDGs に関する教育活動の充実を図る。

《事業のねらい》

日々の授業のなかで自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の改善をとおして、「持続可能な社会の創り手」を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育などの推進をとおした SDGs に関する教育活動の充実	各校で、各教科等における関連する学習の推進	→ 各校において推進

評価 【評価理由】
各校において多様な学習活動を行った。

B 【課題】
各校の取り組みを集約し、情報発信をしていくこと。
また、他自治体における先進事例の研究・実践を行うこと。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

各校の具体的な取り組みを共有するとともに、令和3年度東京都委託事業である「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における研究・実践の手法及び成果等の他自治体における先進事例も参考としながら、各校の教育活動を充実させていく。

また、各校の実態に合わせて各教科等の関連付けを図り、横断的な視点を持った授業を展開していく。加えて、外部人材や地域資源を併せて活用することで、教育活動をさらに充実させ、「持続可能な社会の創り手」を育成する。

【教育振興部教育指導課】

Ⅱ 豊かな教育環境をつくる

8 学校の教育力・経営力を高める

- ・児童・生徒の多様なニーズや時代の要請に応えることのできる教員の指導力向上を図ります。
- ・教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための働き方改革を推進し、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。
- ・保護者や地域が学校経営に参画する「学校運営協議会」を設置し、学校・保護者・地域住民が協働した社会に開かれた教育課程による特色ある学校づくりを進めます。
- ・学校評議員等による学校評価の充実を通して、学校の経営力強化を図ります。

【主な施策】

(24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶

(25) 教員の指導環境の充実

(26) 学校の経営力の強化

事業名 教員の質を高める方策についての検討

《事業概要》

教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、教員の質を高める方策について検討する。

《事業のねらい》

これからの教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」などについて自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点をもった教員を育成・確保する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○東京都教職員研修センターで募集する、「教職大学院派遣研修」へ教員を派遣する。	教職大学院へ教員1名派遣	→ 派遣なし

C	【評価理由】	選考の結果、令和2年度においては派遣なしとなった。
	【課題】	派遣後に、「主体的・対話的で深い学び」等に関わる研修成果を区内の教員に還元させるためには、来年度以降も引き続き本区で勤務させる必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3年度教職大学院派遣研修を応募した2名の教員のうち1名の派遣が決定した。令和3年4月から1年間玉川大学大学院へ派遣し、研修を行っている。

本研修の修了者に、自らの研究内容や実践を、教育指導課で実施する研修会や北区教育研究会の研究部会において、発信する場を設定し区内の教員へ還元させる。また、教職大学院派遣者を毎年確保していく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 教育先進都市を支える学校働き方改革

《事業概要》

平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境改善と長時間勤務を改善するための取り組みを推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。

《事業のねらい》

学校における働き方改革の推進

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
①勤務時間の把握	全区立小・中学校、幼稚園及び認定こども園(52校園)にタイムレコーダーを導入	→ 全区立小・中学校、幼稚園及び認定こども園(52校園)にタイムレコーダーを導入
②メッセージ機能付き電話の導入	全小中学校(47校)に配置	→ 47校に配置
③校務支援システムの推進	(1)校務支援システムの活用	→ 講習会の実施。対面方式8回、動画配信方式1回。
	(2)校務支援システムの機能の拡充	→ 帳票のカスタマイズの実施2件
④学校徴収金の公会計化の検討	実績のある他区視察	→ コロナ対応のため他区への視察は見送りとなったが、来年度に向けて視察および予算について検討
⑤教員事務補助員の配置	全小学校(35校)に配置	→ 33校に配置
⑥部活動指導員の配置	12校	→ 9校
⑦学校法律相談制度の導入	法的判断を要する課題の円滑な解決	→ 4件の相談に対し、必要な助言・支援を実施

評価 【評価理由】

- A
- ①目標は達成しているため、評価はAとする。
 - ②目標は達成しているため、評価はAとする。
 - ③目標は達成しているため、評価はAとする。
 - ④目標は達成されていないが、来年度の方針について検討した。
 - ⑤目標は達成しているため、評価はAとする。
 - ⑥全中学校への配置を予定していたが、学校が希望する部活動の指導員を確保することが難しく、令和2年度は9校への配置に留まった。
 - ⑦目標は達成しているため、評価はAとする。

【課題】

- ①毎月の集計や年度の切り替えに伴う作業を学校で行う必要があるため、集計作業等が学校にとって負担となっている。
- ②目標達成しているため課題なし
- ③対面型の講習会を動画配信型の講習会に切り替えるなど、昨今の社会状況を考慮した柔軟な対応が求められる。
- ④学校徴収金を公会計化している他区を視察し、公会計化を進めるにあたり人員体制・システム開発・予算等検討をしていく。
- ⑤教職員の負担軽減を図るため、小学校全校に配置する。
- ⑥指導員の配置にかかる財政負担が大きいいため、東京都の補助金が終了した場合、予算の確保が難しい。また、配置が必要な部活動は教員の人事異動によって変わるため、タイトなスケジュールで採用活動を行う必要がある。
- ⑦法的な専門知識が必要となる事例の増加が懸念される。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

- ①引き続き、適切な勤務時間の把握に取り組んでいく。
- ②令和2年度までに小中学校全校（47校）の整備が完了した。
経年劣化により老朽化している電話機については、適宜入替えを実施し、継続して教職員の負担軽減を図る。
- ③校務支援システムの機能の拡充や教職員への操作講習を引き続き行い、校務処理の負担軽減に繋がる取り組みを行っていく。
- ④「北区立学校における働き方改革推進プラン」の1項目として掲げられており、「北区教育ビジョン2020」でも令和6年度まで検討を行うとしている。引き続き他区への視察を検討し、公会計化を始めた世田谷区の資料を参考にしつつ、スケジュール等の調整を図る。
- ⑤令和2年度は小学校全校（35校）に配置の予算措置及び補助金申請をした。また、新型コロナウイルス感染症対策として小学校に8月～10月の3ヶ月間追加で1名増員し、中学校には8月～3月まで教員事務補助員を配置した。教員事務補助員を継続して小学校全校配置、新たに中学校全校に配置していき教職員の負担軽減を図る。
- ⑥引き続き東京都の補助金を活用しながら全中学校への配置を目指す。また、ホームページや北区ニュースなどを積極的に活用し、人材確保に努める。
- ⑦引き続き、学校法律相談を活用して、学校運営等で発生した課題の解決を図る。

【教育振興部教育政策課】

【教育振興部学校支援課】

【教育振興部教育指導課】

9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

- ・学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい施設整備を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて、計画的に改築又はリノベーション事業を実施します。
- ・安全・安心で快適な施設環境を維持するため、適切な維持・保全を確実に実施します。
- ・今後の児童・生徒の人口推計等を踏まえ、学校の施設整備をはじめとする、将来の人口を見通した施策を展開していきます。
- ・東京都北区学校適正配置計画に基づき、小学校の適正配置を推進します。今後は、令和3年（2021年）4月の荒川小学校・十条台小学校の円滑な統合新校開設に向けて協議を進めます。

【主な施策】

- (27) 長寿命化計画の推進
- (28) 学校施設設備等の整備の推進
- (29) 区立小学校の適正配置の推進

事業名 学校の改築

《事業概要》

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な教育環境の充実を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、学校施設の改築を推進する。

《事業のねらい》

従前の改築ペースを維持しながら、計画的に改築に取り組むことで、「教育先進都市・北区」に相応しい学校施設を整備する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
【令和2年度実績】		
1 王子第一小学校改築事業	新築工事	→ 新築工事
2 西が丘小学校改築事業	解体、新築工事	→ 解体、新築工事
3 (仮称)都の北学園	解体、新築工事	→ 解体、新築工事
4 堀船中学校改築事業	設計着手	→ 繰延べ

評 価	【評価理由】
	『令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策』』の影響により、堀船中学校改築事業が繰延べとなったため、評価はBとする。
B	【課題】
	新型コロナウイルス感染症の拡大や入札不調などによる改築事業への影響を最小限に留める必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、順次計画的な改築に取り組む。
 学校の改築にあたっては「北区立小・中学校整備方針（令和元年6月策定）」に基づき、(1) 基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備（学習空間の充実）、(2) 安全とうるおいをもたらす施設環境の実現（生活空間の充実）、(3) 北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、コミュニティや防災の拠点としての施設整備（地域との連携の充実）、(4) 社会環境の変化に対応できる可変性の高い施設整備（社会環境への対応）の4つの視点に留意して進めて行く。

【教育振興部学校改築施設管理課】

事業名 学校施設のリニューアル（長寿命化改修）事業の推進

《事業概要》

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、既存の学校施設を目標使用年数である80年以上使い続けるため、耐久性の向上や物理的な不具合を直すのみではなく、現在の学校施設において求められる水準まで機能や性能を引き上げる、「リニューアル（長寿命化改修）」を順次実施する。

《事業のねらい》

既存校の長寿命化を図ることで、学校施設の整備をより計画的に推進し、教育環境の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
【令和2年度実績】		
1 飛鳥中学校リニューアル事業	実施設計、リニューアル工事	→ 実施設計、リニューアル工事
2 滝野川第四小学校リニューアル事業	基本設計、実施設計	→ 基本設計
3 校庭整備（滝野川小学校リフレッシュ改修工事）	整備・完成	→ 整備・完成

評価	【評価理由】
	滝野川第四小学校リニューアル事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、設計業務に遅れが生じたため、評価はBとする。
B	【課題】
	本事業の推進に当たっては、居ながら工事による騒音・振動等や、学校敷地内への仮設校舎設置に伴う運動場の確保などの課題を学校現場と十分調整し、計画的な事業の推進を図る必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

計画的にリニューアル事業を推進し、教育環境の充実を図る。

改修内容は、施設の耐久性を確保した上で、社会的要求水準にあわせて配慮すべき性能に対して部位ごとの整備水準を設定することで、耐久性・機能性の向上を図るとともに、教育環境の向上や、学校生活の快適性についても、改築校にできる限り近くよう工夫して進めて行く。

事業名 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実

《事業概要》

当面の間、児童・生徒数の人口推計が増加傾向にあるため、区が実施する北区人口推計や東京都が実施する教育人口推計をはじめ、地域開発の動向等も踏まえた検討や、通学区域ごとの分析等を行う。

また、分析の結果等に基づき、普通教室等の確保策を検討・実施する。

《事業のねらい》

区立学校における良好な教育環境を確保する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
関係部課による横断的な情報共有・検討	毎年、児童の人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を行い、普通教室等の確保策を検討し、教育環境の確保・充実を図る。	会議を4回開催した。 令和3年度以降の対応策を検討して、今後の取組に反映させることとした。

評価理由
 良好な教育環境の確保に向けて、区立学校を、対応策の具体化を図る学校と、対応策検討の要否について引き続き注視する学校に分類し、令和3年度以降の対応策を検討して、今後の取組に反映することができたため、評価はAとする。

A 【課題】
 児童・生徒数の増加には地域的な偏在があり、普通教室の確保が課題となる小学校がある一方、依然として適正規模を確保することが難しい小学校が見受けられる。また、国において、法改正により1学級当たりの児童数の上限を令和7年度までに順次35人とすることが見込まれているため、一部の小学校で更なる教室確保のための取組が必要となる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

全ての学校が充実した教育活動を展開できるように、今後も、児童の人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を踏まえ、各学校の諸室の利活用状況を精査し、他自治体の活用事例も参考にしながら教室確保策を検討・実施して、良好な教育環境の確保に努める。

【教育環境調整部学校適正配置担当課】【教育振興部教育政策課】
 【教育振興部学校改築施設管理課】【教育振興部学校支援課】

10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

- ・生活困窮家庭の支援について、子ども食堂など、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体と連携した多岐にわたる支援を行います。
- ・児童・生徒が抱えるいじめ・不登校等の課題、親子関係や貧困等の家庭環境を原因とする課題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校や社会資源との連携を図り、課題解決に向けて相談等の支援を行います。
- ・子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。

【主な施策】

(30) 学びのセーフティネットづくり

(31) 教育相談体制の強化

(32) 子どもの居場所づくり

(33) 高校・大学との連携

(34) 企業・NPO等との連携

事業名 スクールソーシャルワーカーの拡充

《事業概要》

児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等での様々な課題について、未然防止や早期発見、早期支援のため、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を一層推進し、地域における一体的で効果的・効率的な支援を行っていくため、スクールソーシャルワーカーの拡充を図る。

《事業のねらい》

児童・生徒の心の問題や悩みに関する相談支援や取り巻く家庭環境への支援、社会資源との連携等を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) スクールソーシャルワーカー人員体制	4名体制	5名体制
(2) スクールソーシャルワーカー相談、活動実績	① 研修 年4回実施 ② 相談件数 (総数 208 件) ③ 活動件数 (総数 5,424 件)	① 研修 年4回実施 ② 相談件数 (総数 213 件) ③ 活動件数 (総数 5,882 件)
	<内訳>面接、訪問、 連絡・連携	

評価理由
A スクールソーシャルワーカー人員体制については、1名増員して5名体制とし、児童・生徒の支援、社会資源との連携等を一層図ることができた。また、目標の令和元年度実績を上回る相談、面接等の活動を行った。

【課題】
本事業により適した効果指標について、他自治体の例を研究して設定し、その指標に基づき、効果検証を行っていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

スクールソーシャルワーカー職については、学校や教員との連携、情報共有を推進し、社会福祉に関する専門的な知識と経験を活かし、社会資源との関わりを持ちながら、今後とも問題解決に向けて取り組んでいく。また、質の高い人材を確保するとともに、研修や育成体制を整えていく。

【教育振興部教育総合相談センター】

Ⅲ 学び合う絆をつくる

1 1 家庭の教育力の向上を支援する

- ・区民との協働による図書館づくりを進めることにより、学校図書館や地域図書館との連携を軸とした子どもの読書活動を推進します。
- ・家庭教育はすべての教育の出発点であり、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各家庭における教育の基盤づくりを支援するため、小・中学校の母親・父親のニーズに応じた講座の充実を図ります。
- ・子育て支援の輪を広げるため、子育て中の父親、母親向けの各講座を充実させるとともに、育児に積極的に関わろうとする祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進します。
- ・乳幼児期からの子どもの教育について啓発を行うなど、家庭教育に関する支援を充実させます。
- ・子育てに関する情報の周知を図り、子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。
- ・生活のなかに多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事に関する相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。

【主な施策】

(35) 子どもの読書活動の充実

(36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

(37) 保護者への支援

事業名 家庭教育学級等の充実

《事業概要》

家庭の教育力の向上や、家庭における豊かな心を育てるための知識の習得を目的とした区民を対象とする講座で、小学生コース、小学生親コース、小・中学生親コース、父親コース（日曜開催）等を開催している。

《事業のねらい》

子育て世代の悩みや不安を解消するための講座の実施や、親としてのあり方を考える機会を提供することを通して、家庭における教育力の向上を支援する。

《評価対象年度における目標と実績》

		(目標)		(実績)
家庭教育学級	父親コース	20組	→	中止
家庭教育学級	小・中学生親コース	20人	→	77人
家庭教育学級	小学生コース	20組	→	19組 (41人)
家庭教育学級	小学生親コースⅠ	20人	→	中止
家庭教育学級	小学生親コースⅡ	20人	→	中止 (応募は29人)
家庭教育学級	金曜コース	20人	→	11人

評価 【評価理由】 新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、可能な限り感染防止対策をとったうえで開催した。

【課題】

B

地縁・血縁関係の希薄化の現状があり、子育てに対し不安や負担感を抱える保護者が増加しており、家庭教育学級等の事業の更なる充実が求められている。また、オンライン配信など学習形態について検討する。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家族とのふれ合いを通じて基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心・自制心を身に付けるなど重要な役割を担うものであり、すべての教育の出発点となる。

本事業は、講座を通し、各家庭において親子関係を考える機会を提供するもので、時代をこえて継続して実施する必要性が高い。

今後も、前年度のアンケートなどを分析して区民の要望・ニーズを的確に捉え、家庭教育力の向上に寄与する事業として推進していく。

1 2 地域の家庭力の向上を支援する

- ・地域のスポーツ・文化活動等の拠点となる学校施設の利用促進や環境整備を推進します。
- ・学校と地域の連携・協働による取組のなかで、区民の生涯学習の推進や、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するよう、環境整備を図ります。
- ・次代を担う青少年が、社会の一員としての自覚をもち、健やかに成長ができるよう、地域と連携し、青少年の健全育成活動を推進します。
- ・区民の社会教育活動を支援します。

【主な施策】

(38) 地域との協働

(39) 青少年教育の振興

(40) 社会教育活動の支援

事業名 学校施設の地域開放

《事業概要》

区立小・中学校の体育館・教室・校庭などを学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、区民の生涯学習やスポーツ活動の推進を図る。

《事業のねらい》

地域に学校施設を開放することにより、区民の生涯学習やスポーツ活動の場を拡充し、区民活動の活性化につなげる。

また、貸出制度に関し、受付方法の見直しや手続の簡素化について検討を進め、利便性の向上を目指す。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
(1) 利用実績(学校設備等使用・地区体育館・校庭夜間開放)	351,773人 (前年度実績)	→	136,938人
(2) 地域開放制度の見直し	総合管理委託校及び既存校におけるモデル実施(3校)	→	総合管理委託校及び既存校におけるモデル実施(3校)

評 価	【評価理由】
	以下の課題があり評価はBとする。
B	【課題】
	学校設備等使用制度での貸出において、副校長の事務負担が大きく、利用団体も固定化している現状がある。働き方改革の視点からも、新たな地域開放制度の検討が課題となる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用実績は前年対比で減少をしているが、区民活動活性化のため継続して地域開放に取り組んでいく。

また、学校設備等使用制度については、インターネット予約や電子鍵の導入など、新たなシステムの構築を見据えながら運用モデルの検討をしていく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

1 3 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

- ・区民が多様なライフスタイルにあわせて、主体的に学習に取り組むことができる環境づくりや、リカレント教育も視野に入れた学習環境の整備を推進します。
- ・図書館の利便性の向上に努めるとともに、区民との協働による図書館づくりを進めます。

【主な施策】

- (41) 学習機会の拡充
- (42) 身近な学習の場の整備
- (43) 区民との協働による図書館事業の推進

事業名 地域活躍ステップアップ事業

《事業概要》

区と近隣大学との間で適切に連携、役割分担を図り、ICT、語学、子育て等の魅力的、効果的な講座を企画し、その事業運営だけでなく、活躍の場（養成機関）まで受講生がステップアップできるようにコーディネートする。

《事業のねらい》

「リカレント教育」の視点も盛り込みながら、文化センターで学んだ知識や体験を地域活動につなげ、社会に還元していくしくみをつくる。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
1 しくみづくりの検討		
① 主管課検討	1 回	① コロナ禍で文化センターの各事業が大幅縮小となったため、具体的な事業の検討には至らなかった。 ② 高齢福祉課及び所管の高齢者いきいきセンターの指定管理者、当課及び文化センター指定管理者で連絡会を行い、情報共有を図った。また、地域振興課とも連絡会を持ち、情報共有を行った。
② 庁内検討	1 回	

評 価	【評価理由】
	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の具体的検討には着手できなかったが、関係課との間で可能な限り情報の共有化ができた。
B	【課題】
	新型コロナウイルス感染症の影響による財政緊縮化のため、令和3年度の予算措置が見送られた。関係課の情報共有を引き続き進めるが、コロナ禍で文化センターとどこまで講座内容等の協議を進められるかが課題である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

今後の事業検討の進捗も新型コロナウイルス感染症の収束状況に左右されるが、関係課等（地域振興課、高齢福祉課）と連携し、課題認識を共有したうえで、実現に向けて進めていく。

1 4 文化・芸術活動を振興する

- ・ 幼少期から北区の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ心を育てます。
- ・ 北区の歴史、自然、文化などに関する展示や調査研究を行う地域の郷土博物館である飛鳥山博物館の利用促進を図ります。
- ・ 北区の貴重な歴史的文化財を保存し、次世代に継承していきます。
- ・ 国史跡中里貝塚を保存し、整備活用を行います。
- ・ 子どもたちの活躍を顕彰し、北区の文化・スポーツ活動等の振興及び発展を図ります。
- ・ 子どもたちが文化芸術活動にふれあい、体験できるような機会を作ります。

【主な施策】

(44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進

(45) 文化財の保護・活用と保存・継承

(46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

事業名 「史跡のまち・北区」のPR

《事業概要》

北区には西ヶ原遺跡群・十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や国指定史跡中里貝塚、西ヶ原一里塚などの史跡が多く存在する。

中里貝塚は平成8年に大規模調査が実施され、その内容が特筆されることから平成12年に国史跡に指定された。現在、貝層を保存するために地下に埋もれた状態で暫定整備されているが、国史跡としての整備・活用が求められている。そのために平成29年度に史跡の本質的価値と構成要素を明確化した「総括報告書」をまとめ、平成30年度から令和元年度にかけて、保存活用計画を策定した。これに基づき令和2年度には整備基本計画を策定した。

また、令和2年度は史跡や文化財を紹介する「歴史発見街めぐり」や「文化財めぐり」等の講座事業を10講座開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により全講座事業を中止とした。

《事業のねらい》

現地を訪れることで、史跡や文化財の理解を深め、PRへとつなげる。
中里貝塚を適切に保存し、活用される史跡とする。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
区内の史跡や文化財説明板等に二次元コードを設置し、現地で史跡に関する画像や説明を見られるようにし、史跡をより実感できるようにする。	区内 79 基の文化財のうち 23 か所の説明板に二次元コードを貼り、より詳しい解説を紹介できるようにする。	23か所の説明板に二次元コードを貼り、より詳しい解説を紹介できるようにした。
北区の史跡や文化財を紹介する講座事業の数と参加者数	講座数 10 講座以上 参加者数は各講座の定員の 80%以上	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため全て中止
文化財の保存に必要な修繕の様子を紹介する。	北区指定文化財の古民家「旧松沢家住宅」の茅葺屋根の修繕(10/26~11/16)の様子を公開する。 10人×22日=220人	感染防止により現場での公開が難しいため、工事の様子を撮影・編集し動画を配信した。

評	<p>【評価理由】</p> <p>文化財説明版への二次元コードの設置は予定どおりに進んだ。文化財の修繕工程の紹介は現場を見ることは十分にできなかったが、動画を配信して広く紹介することができた。講座事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止としたため、評価から外す。</p>
A	<p>【課題】</p> <p>今年のように人を集める講座や事業ができない場合に、代替の手法の開発が課題である。</p>

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区内の史跡や文化財説明板等への二次元コードの設置を推進し、現地で史跡に関する画像や説明を見られるようにし、史跡をより実感できるようにする。

中里貝塚においては、整備基本計画に基づき基本設計、実施設計を行い、史跡整備を進めていく。

映像資料等を活用したリモートによる講座事業の開発を検討する。

【教育振興部飛鳥山博物館】

(3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の事務の管理及び執行状況の
点検及び評価報告書に関する意見

東京福祉大学教授 山本 豊

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書（以下「報告書」という。）を拝読した結果、標記の件について、地方教育行政の組織及び管理運営に関する法律第26条第2項に基づき所見を述べる。

所見

1 教育委員会の活動状況について

東京都北区教育委員会（以後、「教育委員会」と表記する。）の活動状況については改善工夫され、会議の開催状況が詳細で具体的になってきている。このことは、教育委員会の公開・透明性に大いに寄与し、区民の理解を深め得るものと考ええる。

しかし、内容の分かりやすさという点では、改善工夫の余地があると考ええる。具体的には、報告書そのものではないが教育委員会会議録の内容である。インターネットで公開されている会議録では、説明者の発言内容が資料の何ページにありますと表記してある部分があるために、説明資料の内容まで知りたいと思う者にとっては、可能な限りインターネットで検索するか直接窓口に行って、調べなければならぬことになる。

会議録の内容は発言に沿って書かれているためにやむを得ない書き方かもしれないが、説明資料の内容を知りたいと思う者にとっては迂遠な方法に頼らざるを得ない場合がある。何ページにありますの部分がどのような内容だったのかが、可能な限り分かる範囲で脚注などでの説明があれば、会議録がもっと分かりやすくなると思われる。

わかりにくさを感じたきっかけは、事業名 認定こども園の設置につ

いての【評価対象年度以降の事業の取り組み方針】に「検討委員会の報告書」を踏まえ、さらに詳細な検討を進める。と、あったために検討委員会の報告書の内容を会議録で調べようとしたが、肝心な部分は何ページを参考に表記してあるためになかなかその内容にたどり着くことができなかつた。会議録の捉え方に関する内容なので、強くは求めないが、一考して貰えればわかりやすい会議録になると考える。

2 点検及び評価シートについて

《事業のねらい》に沿った(目標)や(実績)と言えるかについて、疑問に思える内容がある。事業のねらいと目標や実績に齟齬があったり整合性がなかつたりしたら、A、B、Cの評語や評価内容に意味や価値をもたせることが難しいと考える。

その視点を主としながら、以下に所見を述べる。

(1) 事業名 確かな学力向上プロジェクト【P22】

《事業のねらい》は、教員の授業力向上に加え、児童・生徒の学力のつまずきを防止することにより、一貫して安定した学びの環境を整える、である。この場合、評価すべき内容は学力パワーアップ講師や学級経営支援員の配置などの様々な人的措置を通して学びの環境を整えることが評価内容としての目標ではなく、講師や支援員の配置などの学びの環境を整えるという手段を通して児童・生徒の学力のつまずきの減少と学力向上を目標とし、その実績を評価することが妥当と考える。

そして、その実績として一例として考えられるのは、学びのつまずきの防止(予防)については児童・生徒の意識調査を通して、学びについての変容の様子を実績と考えることができる。また、学力向上については【評価対象年度以降の事業の取り組み方針】で述べてあるように北区基礎・基本の定着度調査を実施し、取組の成果を分析評価し、確かな学力向上を実績とすることが考えられる。

なお、【課題】で、北区GIGAスクール構想の環境を活用した、新たな教育環境の検討・構築が求められているとあるが、国の動向や「教育先進都市・北区」を勘案すると、検討・構築の時期ではなく、実施が求められているのではなかろうか。

(2) 事業名 人権教育の推進【P26】

《事業のねらい》は、子どもたちの人権に関する知識理解や、LGBT等も含めた多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身につけるとある。従ってこの事業の目標は、教員の研修や啓発活動が有効に機能した結果、人権意識に満ちた児童・生徒の育成できたことである。教員の人権教育研修会の開催や人権教育推進に関するたよりの発行は実績として評価する内容ではない。そのような研修会やたよりの発行は教員の人権に対する意識を高め、ひいては人権教育の充実に役に立ち、それが、子どもたちの人権についての意識や意欲そして態度の向上に繋がるとの考えで、「研修会」や「たより」の回数を目標とし実績と考えていると思われる。

しかし、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が身についたかどうかの実績は、「研修会」や「たより」の回数で分かるものではない。自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が身についているかどうかの一例として挙げれば、昨年度と比較していじめの発生件数は減少したか、心ない言動が減少したかなどである。また、人権侵害行為に対して自浄作用の働く学校をイメージしたいし、それらを何らかの形で評価したいものである。例えば、人権に関する啓発活動への自主的な参加状況などが実績としては考えられる。

また、いじめ防止対策推進法の第15条第2項では、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援……。との文言があるが、このような活動を実績として考えることもできる。勿論、人権に関してはいじめの問題だけに限られるものではないが、人権に関する意識・意欲・態度について児童の変容を目標、実績として評価したいものである。

(3) 事業名 検定料補助事業【P34】

《事業のねらい》は、児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、英語・国語・数学の基礎的な知識や技能の確実な定着を図る、とある。そして、そのねらいを達成するための目標は英語・漢字・数学の検定試験受験の公費による受験率が50%である。確かに、受験率の向上は学習意欲に関係するかもしれない。しかし、評価すべき内容は学習意欲の向上によって英語や国語そして数学などの基礎的な知識や技能の定着

状況なのではないだろうか。

すなわち、本事業でのねらいは公費受験率の向上とともに、合格率の向上ではないのだろうか。タックス・ペイヤーの視点からすれば、公費受験率の向上というより、公費で受験を賄うことによって基礎的な知識や技能の向上が見られたかを知りたいのではないのだろうか。【評価対象年度以降の事業の取組方針】の後段に「合格率については引き続き各検定協会と調整のうえ、適切に把握していく」との文言があるが、これが実績として示される内容ではないのだろうか。その場合の目標は合格率何%もしくは合格者何人と考えられる。

(4) 事業名 教員の質を高める方策についての検討【P 4 3】

《事業概要》は教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、教員の質を高める方策について検討する、となっている。現在行われている教職大学院との連携・協力の具体的な事業内容は、東京都教職員研修センターで募集する、「教職大学院派遣研修」へ北区立学校の教員を派遣することである。この事業概要では派遣が叶った1～2名程度の教員の質を高めることは可能であろうが、【評価対象年度以降の事業の取組方針】には、教職大学院派遣研修終了者に、自らの研究内容や実践を、教育指導課で実施する研修会や北区教育研究会の研究部会において、発信する場を設定し区内の教員へ還元させる、とあるが、そのような内容が多く教員の質の向上に結びつくかは甚だ心許ないと思われる。

令和2年度のように、派遣教員が1名もいない場合のことを考えると教員の質を高める方策を教職大学院への派遣教員がいたかどうかを目標や実績とすることに無理がある。事業名にあるように、教員の質を高める方策について検討が必要である。

教員の質を高める方策が、派遣教員がゼロだったことをもってCの評語となるのは《事業のねらい》との整合性を欠くものである。因みに、《事業のねらい》のこれからの教育に求められるは、現在の教育で進められている(求められている)ではないだろうか。

(5) 事業名 教育先進都市を支える学校働き方改革【P 4 4】

《事業のねらい》は学校における働き方改革の推進である。学校における働き方改革については、平成30年2月9日(29文科初第143

7号)の「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組について」(通知)があり、それを受けて、北区においては、平成31年3月に「北区立学校における働き方改革推進プラン」(以下「推進プラン」と表記する。)を策定した。

北区立学校においては、推進プランに沿って着実に学校における働き方改革が勧められているが、《評価対象年度における目標と実績》の④学校徴収金の公会計化が令和6年度まで検討となっている。果たして令和6年度までの検討時間を要するような内容であろうか。「推進プラン」に令和6年度まで検討とあるから、急ぐことなく時間をかけて検討を要する内容だろうか。

かなりの自治体では、学校徴収金の公会計化が実施されているにもかかわらず、教育先進都市・北区でそのような姿勢で済まされるのだろうか。すなわち、学校における働き方改革を進めることは、教員が充実した教育活動を進めるためにも大切なことである。なお、29文科初第1437号の通知文の表題は緊急対策の策定となっているし、通知文では学校徴収金については、基本的には学校以外が担うべき業務の一例として示してある。

《評価年度における目標と実績》の目標として学校徴収金について実績ある他区視察とあり、実績としては、コロナ対応のため他区への視察は見送りとなったが、来年度に向けて視察及び予算について検討とある。学校徴収金の公会計化を実施するために視察は必要条件だろうか。今日の通信状況を勘案したり、税金を効果的に活用したりするためにも、視察は学校徴収金の公会計化の実施のために必要条件とは思われない。

(6) 事業名 スクールソーシャルワーカーの拡充【P51】

《事業のねらい》は、児童・生徒の心の問題や悩みに関する相談支援や取り巻く家庭環境への支援、社会資源との連携を図る、とある。そして《評価対象年度における目標と実績》では、スクールソーシャルワーカーの増員やスクールソーシャルワーカーを対象とした研修会の実施回数やスクールソーシャルワーカーによる相談回数や活動回数などが挙げられている。これらの目標や実績が事業名と整合性があると言えるのだろうか。

事業名は、スクールソーシャルワーカーの拡充とあるので、目標を人員が拡充とすれば、実績となるであろうが、一概に人員の拡充をスクールソーシャルワークの充実とすることはできない。事業名をスクールソーシャルワークの充実とするならば、腑に落ちるところがある。その点からも、相談件数や活動件数の多寡をもって実績とするには躊躇を覚える。なぜならば、ソーシャルワークによって解決困難と思えた事例が解決したり改善したりした回数が実績として考えられるからである。蓋し、何をもって解決困難な事例とするか、またどのような状態を持って解決や改善とみるかは難しい問題であるが。

このことに関連して述べれば、【課題】に、本事業に適した効果指標について、他自治体の例を研究して設定し、その指標に基づき、効果検証を行っていく、とある。正鵠を得ている課題である。

今日の学校社会におけるエコシステムの視座からは、スクールソーシャルワーカーの果たす役割の大きいものがある。教育委員会の担当部署とスクールソーシャルワーカーとが効果指標や効果検証の設定に向けて協議を進められることを希望する。

なお、【評価理由】に、……、児童・生徒の支援、社会資源との連携を一層図ることができたとあるが、児童・生徒の支援だけではなく保護者の文言が必要である。《事業のねらい》では家庭環境の支援との文言があるが、評価理由に保護者もしくは家庭の文言がないのは、評価の対象ではないということだろうか。学校社会のエコシステムの視座からは、教職員、保護者、地域住民などもスクールソーシャルワーカーの支援対象者である。

4 「北区子ども・子育て支援計画2020」

(1) 施策展開

【基本理念】 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

基本方針と5つの施策目標及び個別目標

基本方針	施策目標	個別目標
”子育て”への支援	1 家庭の育てる力を支援	①多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 →
		②子育てに関する相談・情報提供の充実 →
		③親育ちへの支援 →
		④妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 →
		⑤経済的負担の軽減 →
	2 子育て家庭を支援する地域づくり	①地域における子育て家庭への支援 →
		②健やかに育ち、育てる地域活動の促進 →
		③地域における子育てネットワークの育成・支援 →
		④地域における子育て支援の担い手の育成 →
		⑤子どもの安全を確保する活動の推進 →
”すべて”の子育て家庭への支援	3 未来を担う人づくり	①就学前教育の充実 →
		②教育の場における子育ての支援 →
		③自己実現の場と体験機会の提供 →
		④こころとからだの健全な成長への支援 →
		⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保 →
”まちぐるみ”での子育て支援	4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	①児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援 →
		②障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援 →
		③ひとり親家庭への支援 →
		④生活困窮家庭への支援 →
		⑤多文化共生に向けた支援 →
”安心して子育てと仕事ができる環境づくり	5	①ワーク・ライフ・バランスの理解促進 →
		②仕事と子育ての両立のための基盤整備 →
		③男女が共に担う子育ての推進 →

【基本的な視点】 子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

網掛けは評価対象事業

個別目標に基づく具体的な取組事業

《取組事業》

1)保育所待機児童解消 2)放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 3)認可保育園 4)地域型保育事業 5)認証保育所 6)家庭福祉員 7)私立幼稚園の預かり保育 8)乳幼児ショートステイ事業 9)子どもショートステイ事業 10)子どもトワイライトステイ事業 11)一時預かり保育事業 12)緊急保育事業 13)延長保育 14)休日保育事業 15)年末保育事業 16)夜間保育 17)病児・病後児保育(施設型) 18)病児・病後児保育(利用料金助成型) 19)保育人材の確保支援

1)利用者支援事業 2)子育て世代包括支援センター事業(はびママたまご・ひよこ面接) 3)子ども家庭支援センター事業 4)子ども・教育に関する複合施設の整備 5)子育てガイドブック、子育てマップの発行 6)「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 7)子育て福袋の配付 8)子育て支援情報配信メール(「安全・安心」快適メール) 9)子育て応援サイト「きたハビ」及び「きたハビモバイル」の充実

1)はびママ学級・パパになるための半日コース 2)親育ちサポート事業 3)地域育て合い事業 4)乳幼児クラブ活動

1)妊産婦健康診査 2)妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 3)産前産後セルフケア講座 4)産後テイケア事業 5)産後ショートステイ事業 6)安心ママパパヘルパー事業 7)乳幼児健康診査(3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)

1)学校給食費保護者負担軽減事業 2)私立幼稚園等入園祝金交付事業 3)ファミリー世帯転居費用助成 4)親元近居助成 5)児童手当の支給 6)子ども医療費助成

1)子育てひろば事業 2)幼稚園・こども園における地域子育て支援活動 3)保育園における地域交流活動事業 4)ファミリー・サポート・センター事業

1)協働による地域づくりの推進 2)子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 3)子ども食堂ネットワーク構築支援事業 4)青少年地区委員会活動推進事業

1)児童館ネットワーク事業 2)北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】

1)子育てアドバイザー研修 2)研修生の受け入れ

1)子ども見守りネットワーク 2)安全・安心情報配信メール(「安全・安心」快適メール) 3)子ども防犯教室 4)不審者対応訓練 5)通学路の交通安全対策 6)保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用 7)区立小・中学校、通学路における防犯カメラの更新 8)学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用 9)安全・安心な給食の実施 10)地域ふれあいパトロール事業 11)総合的なたばこ対策の推進

1)きらきら0年生応援プロジェクト 2)区立認定こども園の設置 3)私立幼稚園協会への補助 4)幼稚園の教育活動の充実 5)保育園職員等各種研修

1)学カフォローアップ教室 2)学カパワーアップ事業 3)中学校スクラム・サポート事業 4)本気でチャレンジ教室 5)サブファミリーによる特色ある教育の推進 6)施設一体型小中一貫校の設置 7)ICT教育の推進 8)情報教育の推進 9)プログラミング教育の推進 10)イングリッシュサマーキャンプ事業 11)中学校生徒海外交流事業 12)理科大好きプロジェクト 13)英語が使える北区人事業 14)SDGsの達成に向けた教育の充実 15)魅力ある学校図書館づくり事業 16)検定料補助事業 17)教員の質の向上と働き方改革への取組 18)北区ゆかりの偉人学ぶ事業

1)子ども文化教室 2)伝統工芸出張体験講座 3)児童ダンス☆演劇教室 4)スクールコンサート 5)輝く☆未来の星コンサート 6)キャリア教育の推進 7)環境学習 8)こどもエコクラブ 9)環境大学事業 10)省エネ道場 11)中学生モニター・高校生モニター 12)小学生との区政を話し合う会

1)プレーパーク事業 2)人権教育の推進 3)トップアスリート宣伝教室 4)キッズアスレティックス養成講座、スポーツコンダクター 5)オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築 6)メディアコントロール 7)いじめ防止の取組の徹底 8)北区サポートチーム 9)Q-Uの実施 10)いじめ相談モニター 11)性の多様性への理解促進 12)性教育の適切な実施

1)専門相談事業(子ども家庭支援センター心理相談) 2)スクールカウンセラーの配置 3)スクールソーシャルワーカーの派遣 4)放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 5)学童クラブ巡回指導 6)わくわく☆ひろばの情報発信 7)子どもセンター・ティーンズティーンズセンターへの移行

1)養育支援訪問事業 2)要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携 3)養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 4)ペアレントトレーニング事業

1)さくらんぼ園(子ども発達支援センター) 2)小・中学校特別支援学級の設置 3)小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣 4)障害児通所支援事業(児童発達支援) 5)障害児通所支援事業(放課後等デイサービス) 6)北区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 7)教育・保育施設における巡回指導員の派遣

1)ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室) 2)ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業 3)ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供 4)ひとり親家庭の親の就業促進 5)北区居住支援協議会 6)ひとり親家庭医療費助成 7)児童扶養手当の支給 8)児童育成手当の支給

1)生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 2)生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業 3)自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム) 4)就学援助

1)日本語通称指導教室 2)はびママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応 3)区立小・中学校や保育園等における通訳派遣 4)やさしい日本語研修

1)ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 2)働き方に対する意識改革 3)区職員へのワーク・ライフ・バランス推進

1)ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 2)アドバイザー派遣制度の推進事業

1)みんなで育児応援プロジェクト事業 2)父親への支援事業

(2) 点検及び評価シート

I 家庭の育てる力を支援	評価	掲載頁
保育所待機児童解消	A	71
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	B	72
病児・病後児保育（17施設型・18利用料金助成型）	A	73
安心ママパパヘルパー	A	74
II 子育て家庭を支援する地域づくり	評価	掲載頁
ファミリー・サポート・センター事業	B	76
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業	A	77
III 未来を担う人づくり	評価	掲載頁
保育園職員等各種研修	B	79
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	A	80
IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	評価	掲載頁
さくらんぼ園（子ども発達支援センター）	B	82
ひとり親家庭等に関する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	A	83
生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	B	85

I 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

〔個別目標〕

- 1 「多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実」
- 2 「子育てに関する相談・情報提供の充実」
- 3 「親育ちへの支援」
- 4 「妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援」
- 5 「経済的負担の軽減」

- 施策目標 1 家庭の育てる力を支援
 個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 保育所待機児童解消

《事業概要》

待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら認可保育園を中心とした施設整備を計画的に推進する。

《事業のねらい》

待機児童の解消

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 待機児童数	0人	18人
(2) 認可定員	9,625人	9,606人

評価	【評価理由】
	やや待機児童数は生じているが、空き定員の状況等を踏まえると、保育所待機児童については概ね解消したと言える。
A	【課題】
	保育ニーズに地域偏在があるため、待機児童が生じやすい0～2歳児の受け皿が滝野川西地区や赤羽東地区では厳しい状況にある一方で、赤羽西地区では空き定員が生じている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

定員に空きのある地域の把握を行うため、保育ニーズ等を引き続き分析するとともに、指定管理園の民営化に向けた検討や、他区市町村の手法を研究し、空きのある保育園の有効活用策を検討する。

【子ども未来部子ども環境応援担当課】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《事業概要》

年々増加する学童クラブの入所希望に應えるため、また子どもたちの健全な育成及び安心・安全な居場所づくり及び保護者の就労支援のためにも学童クラブを計画的に整備します。

《事業のねらい》

子どもたちの放課後の居場所の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 待機児童数	0人	43人
(2) 利用定員	3,300人	3,325人

評価	【評価理由】
	学童クラブの利用ニーズの高まりを受けて、待機児童が発生してしまったが、整備自体は計画的に進められた。
B	【課題】
	学童クラブ利用者数に偏在が生じていることや、児童数、学級数の増加によって余裕教室の確保が困難である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

小学校ごとに利用できる学童クラブ利用者数に偏在が生じていることなどにより、待機児童が発生している。また、児童、学級数の増加によって、学童クラブとして利用できる余裕教室の確保が困難である。

教育環境を確保しつつ、普通教室の確保と学童クラブの定員拡大を一体的に考え、学童クラブのあり方の検討を行い、必ずしも専用室にこだわらない児童の居場所の確保を行っていく。

【子ども未来部子ども環境応援担当課】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 病児・病後児保育（17 施設型・18 利用料金助成型）

《事業概要》

<17 施設型>

病中又は病後回復期で集団保育が困難な児童を対象として、保育園や医療機関内の病児・病後児保育専用スペースで保育を実施する。

(1) 病後児保育…キッズタウン東十条保育園病後児保育室

(2) 病児・病後児保育…東京北医療センター病児・病後児保育室

<18 利用料金助成型>

施設型の病児・病後児保育の補完的的制度として、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に対し、利用料の一部を助成する。

《事業のねらい》

様々な就労形態で働く保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう、多様な保育サービスを提供する。

《評価対象年度における目標と実績》

<17 施設型>

(延べ利用者数：名)

	目標（令和元年度利用実績）	実績（令和2年度利用実績）※
東京北医療センター	595	17
キッズタウン東十条保育園	234	62
計	829	79

※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中断期間あり。

<18 利用料金助成型>

(延べ利用者数：名)

	目標（令和元年度利用実績）	実績（令和2年度利用実績）
居宅訪問型病児・病後児サービス	127	51

評価

【評価理由】

A

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中断があったため、実績は目標値を大きく下回り（前年度比13.6%）、目標達成には至らなかった。しかし、病児・病後児保育事業が広く区民に浸透してきていること、令和3年度中に病児・病後児保育拠点2ヶ所を新規開設する予定であることから、評価はAとする。

【課題】

新設拠点2ヶ所の開設により、従来から指摘されていた地域バランスの偏りが解消され、区民にとってさらに利用しやすい環境が整うことになる。依然として病児・病後児保育に対する保護者の需要は高いため、新設拠点の開設を機に、従前拠点も含めた周知活動を積極的に展開する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、事業継続を図る。

なお、病児・病後児保育に対する保護者の需要は、今後も高止まり傾向が続く見込みであることから、施設型については、より多くの区民に本事業を利用してもらえるよう、新設拠点の開設を機に本事業の周知活動を積極的に展開する。また、利用料金助成型については、施設型の補完的な制度として継続し、保護者の仕事と子育ての両立の実現に向けた支援を行う。

【子ども未来部保育課】

- 施策目標 1 家庭の育てる力を支援
 個別目標 4 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

事業名 安心ママパパヘルパー事業

《事業概要》

出産予定日の1か月前から出産日前日までの家庭及び生後6か月になる前日までの子どものいる家庭に対し、支援者の不在時にベビーシッターや専門支援員（産後ドゥーラ）を派遣し日常的な家事支援・育児支援を行い、産前産後のサポートの充実を図る。ベビーシッター・専門支援員とも、初回の利用は無料（2時間）とする。

《事業のねらい》

ベビーシッターや専門支援員（産後ドゥーラ）を派遣することで、産前産後の家事や育児負担の軽減や不安定な時期にある母親へのサポートを行う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
利用者数	201人	311人
利用実績	354件	573件
利用時間		
（無料分）	492時間	376時間
（有料分）	250時間	772時間

評価 【評価理由】
 A 令和2年度から産前産後の不安定な時期にある母親をサポートする専門支援員（産後ドゥーラ）による支援を開始したことにより昨年比162%の実績となった。特に、無料分を利用した区民がリピーターとなり、有料分の利用が増加した。

【課題】
 引き続き、利用状況等を注視し、産前産後の保護者を支援するメニューの充実について検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3年度から、従来の安心ママパパヘルパー事業に加え、3歳未満の育児を行っている多胎児家庭で、育児支援・家事支援の必要な家庭を対象にベビーシッターや専門支援員の派遣を開始することで事業の拡充を図る。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

〔個別目標〕

- 1 「地域における子育て家庭への支援」
- 2 「健やかに育ち、育てる地域活動の促進」
- 3 「地域における子育てネットワークの育成・支援」
- 4 「地域における子育て支援の担い手の育成」
- 5 「子どもの安全を確保する活動の推進」

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり
 個別目標 1 地域における子育て家庭への支援

事業名 ファミリー・サポート・センター事業

《事業概要》

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応する。

《事業のねらい》

地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
サポート会員	534人	→	511人
ファミリー会員	3,733人	→	3,564人
活動実績	7,457人	→	4,361人

評 価

【評価理由】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響により、活動実績は昨年比58.5%となり目標達成に至らなかった。

しかし、緊急事態宣言中においても、医療従事者等の急を要するファミリー会員のマッチングを優先し事業を継続することができたため、評価はBとする。

B

【課題】

ファミリー会員数に見合ったサポート会員の確保に努めるとともに、区民ニーズに沿ったサービスの拡充をする必要がある。サービスの拡充については、令和3年度から外部委託を開始するにあたり、安心・安全な事業運営を第一に検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3年度から事業運営を社会福祉法人奉優会に委託し実施する。サービスの拡充を図るため、区民ニーズを的確に捉えることができるよう努めるとともに、安心・安全に事業運営できるよう事業者と連携し体制を整える。

また、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、ファミリー会員登録説明会やサポート会員研修を安全且つ効果的に実施し、会員数を確保していく。適宜、オンラインによる講習等についても検討し、感染症対策と会員の利便性の向上に努める。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

- 施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり
 個別目標 2 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

事業名 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

《事業概要》

主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図る。

【予算】

- ・新規団体：補助金上限額 30万円（初期経費10万円、運営経費20万円）
- ・継続団体：補助金上限額 24万円（運営経費24万円）

《事業のねらい》

子ども食堂における、食材費や食器、調理器具等については、300円程度の大人の利用における収入のほか、寄附で賄われているケースが多い。そのため、運営経費の一部として補助金を交付するとともに、子ども食堂等に係る団体のネットワークの構築を進めるなど、子ども食堂に取組む団体の継続的な活動を支援していく。

《評価対象年度における目標と実績》

子ども食堂補助金 交付団体数	（目標） 16団体以上	（令和2年度実績） 17団体
-------------------	----------------	-------------------

評価 【評価理由】

新規団体・継続団体問わず、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、食事に困窮する子どもたちを支援するため、補助上限額を170万円まで拡充し、新たに配食・宅食実施経費を補助対象事業に加えて実施した。

A

1団体あたりの補助金額を増額するとともに、補助対象事業を追加したことで、補助金交付団体の活動支援を強化することができた。

また、関係団体との連絡会議への参加など、子ども食堂ネットワーク推進についても一定の進捗を図ることができた。

【課題】

子ども食堂ネットワークにより、さらなる情報共有を推進するとともに、地域の居場所づくりのさらなる推進のため、引き続き交付対象経費の検討や、新規団体への周知を進めていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

子ども食堂の安定した運営を継続的に支援するため、区の交付要綱の検討や、区内新規団体の立ち上げに向けて事業の周知に取り組んでいく。

また、区内子ども食堂のネットワークづくりを推進するため、引き続き関係機関と調整のうえ、子ども食堂事業の体制構築を図っていく。

【子ども未来部子ども未来課】

Ⅲ 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

〔個別目標〕

- 1 「就学前教育の充実」
- 2 「教育の場における子育ての支援」
- 3 「自己実現の場と体験機会の提供」
- 4 「こころとからだの健全な成長への支援」
- 5 「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保」

施策目標	3	未来を担う人づくり
個別目標	1	就学前教育の充実

事業名 保育園職員等各種研修

《事業概要》

保育所保育指針の目指す児童福祉の理念に基づいた保育の質の向上に向けて、職員の資質及び専門性の向上を目的とした各職員の経験年数等に応じた研修を行う。

【保育課主催の職員を対象とした研修】

園長会研修、主任会研修、園内研究・公開保育、歳児別学習会、特別支援児研修
公民保育施設合同研修、会計年度任用職員研修等

《事業のねらい》職員の資質向上を図るとともに、保育の質及び専門性を高める

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1)園長会研修	年1回実施 公立直営園(28園) 園長参加	新型コロナウイルス感染症の影響で中止
(2)主任会研修	年1回実施 公立直営園(28園) 主任参加	新型コロナウイルス感染症の影響で中止
(3)園内研究・公開保育	公立直営園 11 園で年2回ずつ実施	公立直営園 11 園で年1回ずつ実施
(4)歳児別学習会(0,1,2歳児)	全3回実施 公立直営各園1名参加	新型コロナウイルス感染症の影響で中止
(5)特別支援児研修	全4回	全2回(64名)
(6)公民保育施設合同研修	全3回	全2回(68名)
(7)会計年度任用職員研修	全3回	資料配付のみ

評価理由
新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度の研修計画は大幅な変更を余儀なくされた。感染拡大防止を最優先とし、中止とするものもある中で、開催したものについては、会場に合わせて参加者を制限するなど、徹底した対策を講じて実施した。あわせてオンラインでの研修も開催し、各保育園一定の成果があった。目標を下回ってはいるが本年度の評価はBとする。

B

【課題】

区内保育園における保育水準の標準確保を旨とする公立直営園においては、園内において職員に対する保育指導を主な役割とする主任会を中心に、研修成果のさらなる有効活用等について引き続き検討する。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区民に信頼される保育を行うためには、職員一人ひとりが自らの資質向上を図り、能力を最大限に発揮し、働き甲斐や使命感を持って職務を遂行することが大切である。令和元年度から「職層や在職年数に応じて求められる知識や役割等」と「それに対応した研修内容」を各職員が確認することができる「公立保育園職員キャリアパス」を活用し、職員一人ひとりの意識向上を図る取り組みを実施している。保育課では、職員の資質や専門性を高め、北区の保育の質の控除を目指し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、今後も様々な研修を計画・実施していく。

【子ども未来部保育課】

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

《事業概要》

小学校を会場として、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども教室」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の機能をあわせ持つ総合的な放課後対策事業として、放課後子ども総合プランを推進する。

《事業のねらい》

小学生の安全・安心な活動拠点（居場所）の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	（目標）	（実績）
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	改築中の王子第一小学校を除く、北区立小学校34校で実施	→ 34校で実施

評

価

【評価理由】

事業目標を達成しているため、評価はAとする。

【課題】

A

地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などが実施されることになっているが、地域との連携についてより密接な関わりが持てるような取り組みが必要となっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

王子第一小学校は令和3年度秋頃の実施に向けて準備を進める。

児童数の増加により学童クラブ室として利用できる教室の確保が困難となっており、令和3年度は6校で連携型のわくわく☆ひろばを実施している。

放課後子ども総合プランが全校に導入されることを踏まえ、事業の充実のため検証を進めていく。

【子ども未来部子どもわくわく課】

IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組を進めるとともに、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。

〔個別目標〕

- 1 「児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援」
- 2 「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」
- 3 「ひとり親家庭への支援」
- 4 「生活困窮家庭への支援」
- 5 「多文化共生に向けた支援」

- 施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 個別目標 2 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

事業名 さくらんぼ園（子ども発達支援センター）

《事業概要》

子ども発達支援センターさくらんぼ園（児童発達支援事業）は、発達の遅れ、つまり、あるいはその疑いのある就学前の子どもに対し、発達を促すための療育等の支援を行うことを目的に設置された通園施設である。

また、さくらんぼ園発達相談室は、就学前の子どもの発達に関する相談（専門相談等）を行っているほか、障害児相談支援事業として、通所受給者証の申請及びサービス利用計画の作成を行っている。

令和3年度に児童発達支援センターに移行するにあたり、東京都や他区の機関を参考に、18歳未満の子どもの発達や障害に関する相談体制や保育所等訪問支援事業等の体制作りに取り組んだ。

《事業のねらい》

障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療養が可能となるよう関係機関と連携し発達支援を行う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
さくらんぼ園利用契約数	90件	58件
さくらんぼ園発達相談室 新規相談件数	392件	335件

評価	【評価理由】
B	さくらんぼ園の通所事業は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、利用契約数が昨年比64%となった。 発達相談室における新規相談件数は、心理士による発達相談や発達上の課題を抱える子どもとの関りに関する相談等を実施してきたが昨年比85%の実績となった。
	【課題】 令和3年度から児童発達支援センターに移行するにあたり、子どもの発達や障害に関する相談体制の強化を図るとともに、地域における中核的な療育施設として、保育所等訪問支援事業等の支援体制を整える必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3年4月、子ども発達支援センターさくらんぼ園とさくらんぼ園発達相談室を統合し、児童福祉法に基づく福祉型の児童発達支援センターに移行した。児童発達支援センターでは、18歳未満の子どもの発達や障害に関する様々な相談に対応するとともに、地域における中核的な療育施設として支援を提供する。

【子ども未来部子ども家庭支援センター児童発達支援センター】

- 施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 個別目標 3 ひとり親家庭への支援

事業名 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

《事業概要》

ひとり親家庭等の生活一般の悩み事の相談に応じ、適切な助言や関係機関、各種支援策の情報提供等を行う。相談員は、カウンセラーの資格等を有する者を常時1名配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を月2回配置する。

《事業のねらい》

子育て中のひとり親家庭や、ひとりで子育てをすることに不安を抱える家庭の日頃の悩みや生活全般に関わる困りごとまで幅広く相談に応じ、関係機関の紹介、支援制度の案内など、相談家庭における不安の解消を行っていく。

また、講習会・交流会のなどの開催を通じ、ひとり親家庭等の孤立を防いでいく。

《評価対象年度における目標と実績》

相談方法	(目標)	(実績)
(1) 出張相談	(1) 年10回以上	(1) 11回
(2) 講習会	(2) 年5回以上	(2) 5回
(3) 交流会	(3) 年2回以上	(3) 0回

※交流会は新型コロナウイルス感染症のため未実施。

【参考】

(1) 面接相談 416件 《29件》

【内訳】

- ①家計相談 49件
- ②法律相談 43件 《10件》
- ③その他相談 324件 《19件》

(2) 電話相談 170件

(3) メール相談 203件

※ 《》内はオンライン実績

評価	【評価理由】
A	<p>ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）は新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン相談を導入し、多様な相談方法を提供することで、ひとり親家庭等の支援を行うことができた。</p> <p>また、講習会への参加による孤立防止についても、講習会後の出張相談で支援を行うなど、一定の効果があったと考える。</p> <p>【課題】</p> <p>休日相談や出張相談の機会を増やすなど、相談者の多様なニーズを踏まえ、相談体制の拡充を検討していく必要がある。</p>

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）のさらなる周知に努めるとともに、気軽に相談できる環境づくりを進め、悩みを抱えるひとり親家庭等の不安解消・解決に努めていく。また、相談者の多様なニーズを踏まえ、引き続きひとり親家庭への支援を推進していく。

【子ども未来部子ども未来課】

施策目標	4	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
個別目標	4	生活困窮家庭への支援

事業名 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

《事業概要》

対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成等のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施する。なお、令和2年度は、区有施設5会場7教室にて定員220名まで拡大し、実施する。

《事業のねらい》

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むため、生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援を実施していく。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
区内5会場7教室（区有施設） で実施	定員220名の受講	受講者170名 出席率 89%

評価	【評価理由】
	新型コロナウイルス感染症の影響で定員を下回る状況となったが、コロナ禍において、教室での密を避けるため追加募集を見送った。受講者の出席率はほぼ90%と高く、また、受講者・保護者アンケート等においても好評価を得るなど、満足のいく事業となったと考える。
B	【課題】
	感染症の防止策を徹底するとともに、次年度に向けて実施会場の拡充及び参加者が定員に達するよう検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、受講者数が定員を下回ったため、令和3年度も引き続き感染症予防を徹底し、受講者の不安を解消するとともに、定員220名、区有施設7会場8教室まで拡大し、実施していく。

【子ども未来部子ども未来課】

(3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書に対する意見

東京成徳大学教授 石黒万里子

「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書」（以下「報告書」と表記）について所見を述べる。

1. 「1 教育委員会の活動状況」について

北区教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき運営され職務を遂行していることが確認できる。

委員会は令和2年度には定例会12回、臨時会9回が開催され、議案51件、報告67件について審議等がなされた。議案や報告では、公立・私立の学校園や社会教育施設、保育所等の子育て支援施設や事業の適正な配置と運営に向けて検討がなされている。総じて、「教育大綱・北区教育ビジョン2020」「北区子ども・子育て支援計画2020」の推進・振興に努めたことが認められる。

とりわけ令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策が喫緊の課題として浮かび上がったが、これについても積極的に検討し決議が進められたことが評価できる。前例の無い困難な状況に直面しながらも、適宜オンライン等も活用しながら、情報収集とネットワークの強化に努めたことが見て取れた。

2. 「2 点検評価について」について

北区教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、事務の管理及び執行の状況について点検・評価がなされている。点検評価の対象・方法・学識経験者の知見の活用・議会報告及び公表とも、適切であると判断できる。

3. 「4 北区子ども・子育て支援計画2020」について

令和元年度までの「北区子ども子育て支援計画2015」に続き、令和2年度からは、「北区子ども・子育て支援計画2020」（以下「計画2020」と表記）

について点検評価が行われている。「計画2020」は、基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」に基づき、「子どもの人権を尊重し『子供の最善の利益』の実現を目指す」ことを基本的な視点として、「“子育て”への支援」「“すべて”の子育て家庭への支援」「“まちぐるみ”での子育て支援」の3点を基本方針に施策展開されている。5つの施策目標（「家庭の育てる力を支援」「子育て家庭を支援する地域づくり」「未来を担う人づくり」「特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援」「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」）とそれに応じた計23の個別目標が設定されており、令和2年度はそのうち、4つの施策目標に関連する具体的な取組事業12事業を選定し、点検評価を行っている。

以下、施策目標ごとに実施状況についての評価に対する意見を述べる。

I 家庭の育てる力を支援

○保育所待機児童解消【P71】

保育所の待機児童数は18人となっており、概ね解消されてきていることは評価できる。しかし、保育ニーズの地域偏在があるとはいえ、待機児童が1人でも存在する以上、引き続き取り組むべき課題として位置づけられる。「評価対象年度以降の事業の取組方針」にあるように、空きのある保育園の有効活用策とともに、今後のこども園の設置や運営方法の工夫とも合わせて、公正かつ効率的に検討されるべき事業であると考えられる。

○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【P72】

学童クラブへの入所希望の増大に応えるべく、整備自体が計画的に進められたことが評価できる。待機児童数が43人ということで、さらなる拡充を期待したい。新型コロナウイルス感染症対策を考えれば、定員に余裕がある状態での密を避けた運営が望ましく、今後の教育環境のさらなる整備を希望する。

○病児・病後児保育（施設型・利用料金助成型）【P73】

本事業が「広く区民に浸透してきている」こと、今後病児・病後児保育拠点を2か所新規開設予定であることは評価できるが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中断期間もあり、実績が目標を大きく下回ったこと（前年度比13.6%）は課題である。「区民に広く浸透してきている」ことについては、エビデンスを示してほしい。

今後は「取組方針」に示されているように、新型コロナウイルス感染症の動向を確認しながらの運営となるだろうが、こうした事業に対するニーズはきわめて高いことが予想されることから、さらなる周知徹底を図ったうえでの事業の

充実を期待したい。

○安心ママパパヘルパー事業【P 7 4】

令和2年度より専門支援員（産後ドゥーラ）による支援を開始したこともあり、利用実績が昨年比162%と大幅に増加し、個別目標である「妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援」を提供することに大きな効果を上げていることが高く評価できる。無料分を利用した区民がリピーターとなり、有料分の利用が目標を大きく上回っていることから、区民のニーズに即応しまた実際に信頼される運営がなされていると判断できる。令和3年度からの、3歳未満の育児を行っている多胎児家庭を対象とした支援の拡充の効果も期待したい。

Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

○ファミリー・サポート・センター事業【P 7 6】

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動実績は昨年比58.5%と目標を大きく下回った。こうした個別支援は区民ニーズに即応するという点できわめて重要であり、今後もますますの拡充を期待したい。また令和3年度以降の事業運営の委託に向けて、これまでの信頼関係や利便性を損なわないよう、今後の「取組方針」にあるように、安心・安全な事業運営に向けた体制づくりに努めてほしい。

○子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業【P 7 7】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防のため、子ども・子育て支援団体が従来の活動が実施できない場合もあり、あらためて子どもの居場所の保障が課題として突きつけられた1年であった。必ずしも居場所を提供できなくとも、家庭での食事を支援することの重要性も確認された。あるいは「食事」に関わらなくても、「居場所を提供すること」自体の重要性は増している。今後のさらなる充実を期待したい。

Ⅲ 未来を担う人づくり

○保育園職員等各種研修【P 7 9】

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種研修の中止や回数の削減があったことは残念である。感染症の影響は多大であり各保育園も対応に追われたであろうことが推測できるが、こうした時期だからこそ、情報共有と相談の機会を確保することに大きな意義があっただろう。オンラインでの研修も行われたが、目標を達成するにはいたっていない。その背景にはどのようなことがあったのだろうか。もし、一般的にICT化が進んでいないとされる保育園の環境がこ

うした状況につながったのであれば、今後は研修課題として、新型コロナウイルス感染拡大防止とともに、ICT環境の充実とスキルの向上も含めることを希望する。

○放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進【P80】

令和2年度は、目標通りの34校で事業が実施されている。児童数の増加に対応し、さらなる事業の実施機会の確保に努めてほしい。かつ、そこでの活動の中身の充実が重要であり、とりわけ現在の新型コロナウイルス感染症の広がり鑑みて、さらに安全・安心な運営に取り組むことを期待する。

IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

○さくらんぼ園（子ども発達支援センター）【P82】

さくらんぼ園の通所事業は昨年比64%、発達相談室の新規利用件数は昨年比85%となった。令和3年度からの児童発達支援センターへの移行に向け、これまでの就学前の子ども支援の知見を生かしつつ、さらに対象年齢を広げて18歳未満の子ども全体について発達や障害に関する様々な相談に対応しつつ、地域における中核的な療育施設として支援を提供できるよう、体制整備に努めてほしい。

○ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

【P83】

新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン相談を導入するなど、柔軟な対応で支援を継続することができた。北区のひとり親家庭全体の中でどのくらい本事業の利用割合があるのか、また具体的にどのようなニーズがあるのか、調査などを通して把握されデータとして提示されると、今後の周知や多様なニーズへの対応の方法がより検討しやすくなると思う。

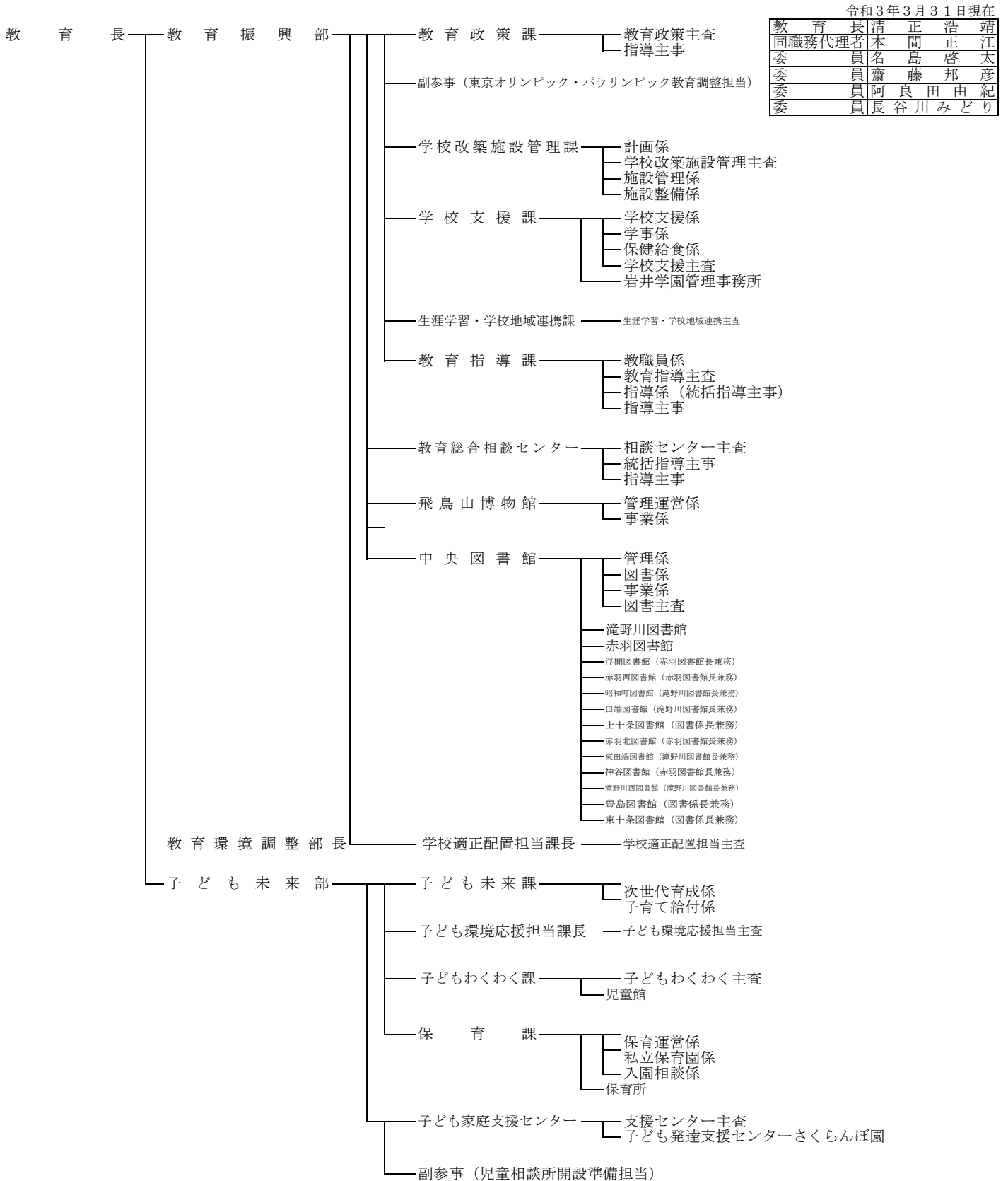
○生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業【P85】

目標220名に対し受講実績は170名と下回ったものの、出席率は高くまた満足度も高いなど、コロナ禍における制限の中で工夫して運営されたことが伺えた。今後は定員220名のまま区有施設7会場8教室まで拡大予定とのことで、「密」を回避した上で充実した支援が計画されていることが評価できる。

以上、「計画2020」の中で令和2年度において点検評価された事業について概観した。全体として、新型コロナウイルス感染症等の影響により、開催中止となったり利用者が定員に達しないなどの事業も発生したが、そうした困難な

状況下でも、オンラインを活用するなど工夫を重ねて積極的に対応した点が評価できる。今後の課題として、さらなる感染症対策としてのオンライン活用や定員について余裕のある施設運営が期待されるとともに、新型コロナウイルスが収束したとしても、情報伝達や会合のあり方について、対面とオンラインの双方の利点を活用しつつ、区民のニーズに即応した事業運営を期待したい。

(資料1) 令和2年度教育委員会事務局組織図



(資料 2)

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

28 北教教政第 1210 号

平成 28 年 5 月 13 日教育長決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、北区教育委員会がその権限に属する事務の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の実施)

第 3 条 点検及び評価は、「北区教育ビジョン 2015」に掲載された「推進計画」等、教育委員会が取り組む主要な事務事業の中から部課長会において対象事業を選定して実施する。

- 2 点検及び評価は、前年度の前項に規定する事項について実施する。
- 3 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 4 点検及び評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(委 任)

第 4 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

東京都北区教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価(令和2年度分)報告書

刊行物登録番号
3-1-069

令和3年11月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局
教育振興部教育政策課
東京都北区滝野川二丁目52番10号
電話03-3908-9279(ダイヤル)